

第3 国民保護関係

- b 日本海に突出した能登半島を有することへの配慮
 - ・避難にあたっては、状況に応じて、海上保安庁、自衛隊、県警察、関係市町、運送事業者等と連携して、住民の避難のための船舶や航空機等交通手段を確保することとした。
- c 冬期の積雪への配慮
 - ・避難にあたっては、避難経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要することや基幹道路の除雪状況を確認する必要があることなどに留意することとした。
- d 志賀原子力発電所に係る武力攻撃原子力災害への対処
 - ・石川県地域防災計画（原子力防災計画編）に定められた措置に準じて対応するとともに、国の対策本部と連携し、正確な情報の収集・伝達を行い、専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けた避難の実施や応急対策の実施体制の迅速な確立を図ることとした。
 - ・経済産業大臣に対して、原子炉の運転停止等の措置を命ずるよう要請するとともに、直接、原子力事業者に対して、原子炉の運転停止等の措置を要請することとした。
- e 七尾国家石油ガス備蓄基地に係る武力攻撃災害への対処
 - ・石川県石油コンビナート等防災計画に基づき対処するとともに、生活関連等施設に関する措置、危険物質等の取扱所に関する措置も講ずることとした。

(2) 国民保護に関する主な取組概況

- ア 石川県国民保護協議会の開催
 - ・平成 17 年 5 月 25 日 計画案の基本的な考え方に係る審議
 - ・平成 17 年 10 月 7 日 計画案の諮問、審議
 - ・平成 17 年 12 月 16 日 計画案の審議、了承
- イ 石川県国民保護計画（案）に対するパブリックコメントの募集
 - ・募集期間：平成 17 年 10 月 17 日～11 月 18 日
 - ・意見件数：101 件（33 人）
- ウ 講演会等の開催
 - ・平成 17 年 10 月 27 日 石川県国民保護講演会（金沢市内）
 - ・平成 17 年 11 月 7 日 石川県国民保護説明会（七尾市内）
- エ 石川県国民保護計画の作成
 - ・平成 17 年 12 月 27 日 国（内閣総理大臣）への正式協議
 - ・平成 18 年 1 月 20 日 石川県国民保護計画の閣議決定・作成
 - ・平成 18 年 1 月 24 日 県議会（厚生環境委員会）への報告及び公表
- オ 国民保護パンフレット等の作成
 - ・パンフレット（A4 版、12 ページ）：25,000 部（関係機関等に配布）
 - ・リーフレット（概要版、4 ページ）：50,000 部（県内各町内会等に配付）
- カ 石川県国民保護計画避難マニュアルの作成
 - ・避難実施の手順書として避難マニュアル作成

第 4 航空消防防災關係

航空消防防災体制

(1) 消防防災ヘリコプター「はくさん」導入の経緯

平成元年3月、消防審議会は、消防庁長官に対し「21世紀初頭までに各都道府県において積極的にヘリコプターの整備を推進し、これを活用する。」旨の答申を行った。これを受けて、消防庁は平成5年3月、各都道府県に対して、「航空消防防災体制整備計画を策定し、今後5年程度を目途に導入を図る。」旨の通知を行った。

また、平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、消防防災ヘリコプターが重傷患者等の救急搬送、食料品・医薬品等の物資輸送、救助隊員・医師等の人員搬送、上空からの情報収集にその機動力を発揮し、その必要性が改めて認識された。

県においては、国の指導及び阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、平成7年6月、「消防防災ヘリコプター導入検討委員会」を設置し、審議を重ねた結果、平成8年2月、「消防防災ヘリコプターの導入に関する報告」が取りまとめられた。

その後、運航開始に向けて、機種選定、管理運航体制、航空隊の編成等の諸準備を行い、平成9年4月1日、小松空港内に航空消防防災室を設置するとともに消防防災航空隊を発足させ、同年4月23日から運航を開始した。

(2) 「はくさん」の運航体制（平成18年4月1日現在）

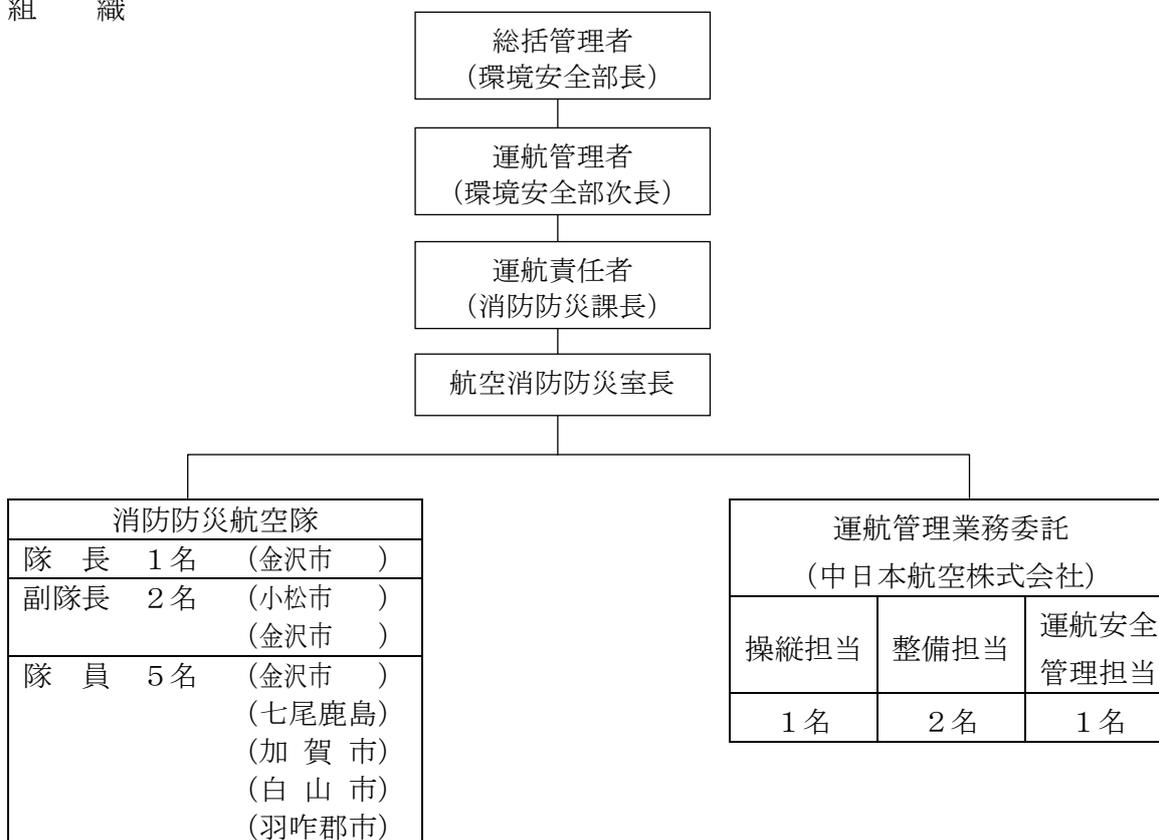
ア 運航基地

小松市浮柳町 小松空港内

「石川県航空消防防災室」

(TEL:0761-24-8930 FAX:0761-24-8931)

イ 組織



142表 消防防災ヘリコプター「はくさん」の概要

型	式	ベル式412EP型
機	名	はくさん
国籍及び登録記号		JA893F
機 体	製 造 者	ベル・ヘリコプター・テキストロン社 (米国)
	全 長	17.12m
	全 幅	14.02m (メインローター径)
	全 高	3.5m
座 席 数	乗 務 員	2名
	機 内 搭 乗 者	13名
重 量	最大全備重量	5,398kg
	空虚重量	3,538kg
	有効搭載量	1,815kg
エ ン ジ ン	製 造 者	ブラット・アンド・ホイットニー社 (カナダ)
	型 式	PT6T-3D型 (双発タービンエンジン)
	出 力	900馬力×2
性 能	最 大 速 度	259km/h
	巡 航 速 度	226km/h
	航 続 距 離	700km
	航 続 時 間	3.1h
	実用上昇限度	5,029m
	許容最大風速	18m/s
燃 料	使 用 燃 料	JET A-1
	タ ン ク 容 量	1,251ℓ
	増槽タンク容量	309ℓ
	消 費 量	401ℓ/h
装 備 等	カ ー ゴ フ ッ ク	2,041kg
	ホ イ ス ト	吊り上げ能力272kg/ケーブル長76m
	照 明 装 置	光量3,000万カンデラ
	ド ロ ッ プ タ ン ク	容量1,225ℓ
	消 火 バ ケ ッ ト	容量 800ℓ
	カ ー ル ソ ン 担 架	EMS医療用ベッド
	担 架 装 置	リッター担架装置 (3名)
機外拡声器装置	出力 700W	

(3) 消防防災航空隊の活動状況

平成17年度中における活動状況は、総数192回（248時間08分）で、緊急運航が61回（83時間41分）、通常運航が131回（164時間27分）となっている。

活動 月	緊急運航						通常運航					合計
	救助活動	救急活動	火災防 御活動	災害応 急対策 活動	広域応 援活動	小計	災害予 防活動	訓練 活動	一般行 政活動	その他 活動	小計	
4月	回数 4	4		2	1	10		13	1		14	24
	時間 3:29	5:18		2:29	2:16	13:32		16:37	2:27		19:04	32:36
5月	回数 4	2(1)				6(1)	1			1	2	8(1)
	時間 6:07	2:50				8:57	1:08			0:57	2:05	11:02
6月	回数											
	時間											
7月	回数											
	時間											
8月	回数 5	(1)				5(1)	8	12	1	9	30	35(1)
	時間 7:38	0:10				7:48	8:14	16:06	2:42	9:17	36:19	44:07
9月	回数 5	1(2)				6(2)	7	9	2		18	24(2)
	時間 2:49	4:13				7:02	8:47	12:38	2:58		24:23	31:25
10月	回数 4	1(1)			1	6(1)	5	14			19	25(1)
	時間 8:52	1:45			0:56	11:33	4:50	18:23			23:13	34:46
11月	回数 9	1				10	6	9			15	25
	時間 15:03	1:20				16:23	6:12	11:28			17:40	34:03
12月	回数 1	2			1	4		3			3	7
	時間 1:11	1:12			2:13	4:36		3:12			3:12	7:48
1月	回数 3	4(1)		2		9(1)	1	9			10	19(1)
	時間 3:15	2:33		1:22		7:10	0:25	11:40			12:05	19:15
2月	回数	2				2		5		6	11	13
	時間	1:16				1:16		6:55		4:09	11:04	12:20
3月	回数 1	2(1)				3(1)	1	2		6	9	12(1)
	時間 0:31	4:53				5:24	0:40	2:34		12:08	15:22	20:46
合計	回数 36	18(7)	0	4	3	61(7)	29	76	4	22	131	192(7)
	時間 48:55	25:30	0:00	3:51	5:25	83:41	30:16	99:33	8:07	26:31	164:27	248:08

※救急活動中の()は救助事案から救急事案へ引き継いだ救急活動件数
 <参考：16年度の活動状況>

活動 月	緊急運航						通常運航					合計
	救助活動	救急活動	火災防 御活動	災害応 急対策 活動	広域応 援活動	小計	災害予 防活動	訓練 活動	一般行 政活動	その他 活動	小計	
合計	回数 61	21(17)	3	1	16	102(17)	33	60	9	14	116	218(17)
	時間 111:33	29:27	4:33	1:34	39:52	186:59	34:44	79:24	13:36	16:05	143:49	330:48

※救急活動中の()は救助事案から救急事案へ引き継いだ救急活動件数

ア 緊急運航

平成17年度中における緊急運航は61回で、その内訳は、救助活動が36回（救出後病院搬送7回）、救急活動が18回、火災防ぎょ活動が0回、災害応急活動が4回、広域航空応援活動が3回（救急搬送0回）となっている。

災害No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活動概要	要請機関
1	救急 (急病)	4月2日(土) 13時18分 0時間23分	白山市中宮地内 新中宮温泉センター	77歳男性が入浴中、浴槽内で倒れたもの。 十八河原運動公園で傷病者収容、白山石川消防の救急救命士が同乗し、金沢美術工芸大学場外で金沢救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:金沢大学付属病院	白山石川広域 消防本部
2	災害応急 (自然災害)	4月2日(土) 13時51分 1時間11分	羽咋市福水町地内	1日夜に大規模な地滑りが発生し、送電線の鉄塔が倒壊したもの。 羽咋市助役、金沢工業大学教授、県土木部長、砂防課長が搭乗し、被害状況の調査を実施する。	石川県 土木部砂防課
3	救助 (水難)	4月3日(日) 8時20分 1時間18分	能美市出口町地内 手取川	65歳女性が2日午前中から行方不明となったもの。 東レ(株)石川工場横の手取川中州で発見、隊員2名が降下、能美消防救助隊と協力してエバックハーネスでピックアップし河川敷まで平行移動して救出する。	能美広域 事務組合 消防本部
4	救助 (応援) (水難)	4月5日(火) 9時18分 2時間16分	富山県富山市四方 北窪地内八重津浜	69歳男性が5日未明から防波堤に所持品を残し、行方不明となったもの。 ※富山県消防防災航空隊員1名が搭乗し、捜索を行う。(未発見) ※富山県ヘリ100時間点検のため。	富山県防災 航空センター
5	救急 (転院搬送)	4月6日(水) 12時17分 3時間49分	金沢大学附属病院	脳幹転移により全身症状が悪化した63歳男性の転院搬送要請を受け出動する。 陸上自衛隊金沢駐屯地で傷病者を収容、医師が同乗し、米子埠頭で鳥取西部広域行政管理組合消防局救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:鳥取大学医学部附属病院(鳥取県米子市)	金沢市 消防局
6	救助 (里山等)	4月10日(日) 12時17分 1時間14分	羽咋郡宝達志水町 宝達山山頂付近	富山県在住の男性が9日から行方不明となっていたもので、警察官が宝達山山頂付近の斜面で発見し、救助要請したもの。 隊員2名を降下させたが、強風のためピックアップを断念、羽咋消防救助隊と協力してバスケット担架にて救出し、警察官に引き継ぐ。	羽咋郡市広域 圏事務組合 消防本部
7	災害応急 (自然災害)	4月15日(金) 9時10分 1時間18分	羽咋市福水町地内	石川県知事以下関係者7名が搭乗し、4月1日夜に発生した地滑りの被害状況の調査を行う。	石川県 土木部砂防課
8	救急 (転院搬送)	4月17日(日) 12時19分 1時間06分	公立穴水総合病院	外来で受診した97歳女性が脳梗塞となり、転院搬送要請を受け出動する。 穴水陸上競技場で傷病者を収容、医師、看護師が同乗し、内灘町総合公園で内灘救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:金沢医科大学病院	奥能登広域圏 事務組合 消防本部
9	救助 (労災)	4月23日(土) 17時13分 0時間33分	金沢市田島町地内	31歳男性土木作業員が横転した重機のアームの下敷きになったもの。 ヘリは上空から地上隊の活動支援を行う。	金沢市 消防局
10	救助 (水難)	4月30日(土) 10時03分 0時間24分	加賀市美岬町 尼御前岬	尼御前岬駐車場下の岩場に男性が倒れていたもの。 ヘリは上空から地上隊の活動支援を行う。	加賀市 消防本部

	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活動概要	要請機関
11	救助 (山岳)	5月1日(日) 6時30分 3時間00分 飛行回数2回	白山市中宮地内 笈ヶ岳付近	17名のパーティーで登山中、71歳男性が仲間とはぐれ行方不明となったもの。 上空から捜索するが発見できず、一時帰投する。 2回目の捜索中(10:39)に発見、隊員1名が降下し、Rストラップで救出。小松空港で小松救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:小松市民病院	白山石川広域 消防本部
	救急 (急病)	5月1日(日) 0時間12分			
12	救急 (転院搬送)	5月2日(月) 9時20分 1時間24分	市立輪島病院	69歳女性が急性心筋梗塞となり、転院搬送要請を受け出動する。 輪島市営野球場で傷病者を収容、医師、看護師が同乗し、のびのび広場外で金沢救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:金沢循環器病院	奥能登広域圏 事務組合 消防本部
13	救助 (水難)	5月3日(火) 6時20分 0時間40分	珠洲市仁江町地内 仁江海岸千畳敷	37歳男性が2日の夕方から釣りに出かけたまま行方不明となり、釣具が鯖尾岩で発見されたもの。 6:39に海上保安庁のダイバーが鯖尾岩付近で発見し、救出した旨の連絡が入り、ヘリは羽咋市上空から帰投する。	奥能登広域圏 事務組合 消防本部
14	救助 (里山等)	5月5日(木) 13時28分 0時間48分	小松市 鉄工団地周辺	94歳男性が4日の8:30頃に自宅を出たまま行方不明となり、小松市鉄工団地周辺で所持品が発見されたもの。 ※14:07地上隊が用水路の暗渠内で発見し救出する。	能美広域 事務組合 消防本部
15	救助 (水難)	5月6日(金) 8時32分 1時間27分	門前町黒島沖	81歳男性が6日の2:00頃、黒島港から漁船で刺網漁に出航したまま帰港しないもの。 同日の8:45にイカ釣漁船が要救助者を発見、9:22に海上保安庁の巡視艇が要救助者を収容する。 ヘリは上空から活動支援を行う。	門前町
16	救急 (転院搬送)	5月8日(日) 12時54分 1時間26分	珠洲市総合病院	交通事故により、33歳男性が大腿骨骨折、気胸、27歳女性が鎖骨骨折、妊娠10ヶ月で異常分娩のおそれがあり転院搬送要請があったもの。 珠洲市菅グランドで傷病者を収容、医師が同乗し、鞍月セントラルパークで金沢救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:県立中央病院	奥能登広域圏 事務組合 消防本部
17	救助 (水難)	8月13日(土) 16時40分 1時間08分	河北郡内灘町 大根布地内 内灘マリンパーク	男性2名が遊泳中に溺れ、1名は陸までたどりついたが、1名は行方不明となったもの。 17:34に海上保安庁のヘリに現場を引継ぎ帰投する。(未発見) ※13日の17:44に内灘消防水難救助隊が水深3mの海底で発見する。	内灘町 消防本部
18	救助 (里山等)	8月16日(火) 14時36分 1時間30分	白山市瀬波地内	13日に溪流釣りに出かけた71歳の男性が行方不明となったもの。(未発見) ※17日6:49に佐良地区の林道佐良釜谷川において、警察官が遺体で発見する。	白山石川広域 消防本部
19	救助 (水難)	8月21日(日) 12時09分 1時間52分	白山市白山町 手取川古宮児童公園付近	33歳男性が遊泳中、行方不明になったもの。 午前中に引き続き捜索を行う。(未発見)	白山石川広域 消防本部
		8月21日(日) 15時48分 0時間58分			
20	救助 (水難)	8月22日(月) 10時29分 0時間59分		22日に引き続き捜索を行う。(未発見) ※22日15:15に白山石川消防水難救助隊が現場付近の水中で発見する。	
21	救助 (水難)	8月27日(土) 15時21分 1時間16分	能美市山口町 グリーンビーチ沖	19歳男性が遊泳中、行方不明となったもの。 能美消防水難救助隊がテトラポット付近の海中で発見、隊員1名が降下しエバックハーネスで救出後、グリーンビーチ芝生広場にL/D、能美救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:小松市民病院	能美広域 事務組合 消防本部
		8月27日(土) 0時間10分			

災害No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活動概要	要請機関
22	救助 (水難)	9月8日(木) 15時05分 0時間31分	羽咋郡志賀町 大島沖	33歳の男性がサーフィン中、約200m沖合いに流され戻れなくなったもの。 出場途中、要救助者が確保された旨の連絡を受け、かほく市上空から帰投する。 ※15:20金沢海上保安部巡視船「のりくら」のゴムボートにより救出される。	羽咋郡市広域 圏事務組合 消防本部
23	救助 (里山等)	9月19日(月) 16時13分 0時間11分	江沼郡山中町 刈安山	62歳男性が崖から転落して負傷したもの。 出場途中、要救助者を救急車に収容した旨の連絡を受け、加賀市山代温泉上空から帰投する。	山中町 消防本部
24	救助 (山岳)	9月26日(月) 9時59分 0時間51分	白山市白峰地内 白山別山谷	42歳男性が24日、沢登り中に誤って約4mの高さから滑落し、左足首を負傷して動けなくなったもの。 現場付近の天候が悪く、市ノ瀬場外に待機するも天候回復せず帰投する。	白山石川広域 消防本部
25	救助 (山岳)	9月27日(火) 5時42分 0時間34分	白山市白峰地内 白山別山谷	前日に引き続き出動する。 前日より要救助者とビバークしていた白山石川消防山岳救助隊員の誘導により、隊員2名が降下、要救助者をRストラップで救出する。その後、救急救命士1名をピックアップし松任運動公園で救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:公立松任石川中央病院	白山石川広域 消防本部
	救急 (一般負傷)	9月27日(火) 0時間26分			
26	救助 (里山等)	9月30日(金) 7時57分 0時間59分	珠洲市三崎町 雲津地内	69歳男性が29日朝から出かけたまま、行方不明となったもの。 雲津地内の沼地で要救助者を発見、隊員2名が降下しRストラップで救出後、珠洲市宮野球場で救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:珠洲市総合病院	珠洲市
	救急 (一般負傷)	9月30日(金) 1時間03分			
27	救急 (転院搬送)	9月30日(金) 11時43分 2時間44分	金沢大学附属病院	急性心不全で入院中の11歳男児が緊急手術が必要となり、転院搬送要請を受け出動する。 陸上自衛隊金沢駐屯地で傷病者収容、医師同乗し、大阪大学付属病院屋上ヘリポートで引き継ぐ。 ※搬送先:大阪大学付属病院	金沢市 消防局
28	救助 (水難)	10月7日(金) 7時49分 4時間04分	鳳至郡門前町 猿山灯台沖	猿山灯台沖北西約16.6マイルで金沢漁港所属「第七重福丸」の37歳男性乗組員1名が操業中に誤って海に転落し、行方不明となったもの。(未発見)	奥能登広域圏 事務組合 消防本部
29	救急 (転院搬送)	10月13日(木) 13時50分 1時間23分	珠洲市総合病院	69歳男性がトラクターに胸部、右下腿部を挟まれたもの。 珠洲市宮グランドで傷病者収容、医師、看護師同乗し、鞍月セントラルパークで救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:県立中央病院	奥能登広域圏 事務組合 消防本部
30	救助 (水難)	10月24日(月) 14時57分 2時間26分	羽咋郡志賀町 富来生神地内	45歳男性が24日8:00頃から家を出たまま行方不明となり、生神地内で本人の車両が発見されたもの。 (未発見)	羽咋郡市広域 圏事務組合 消防本部
31	救助 (水難)	10月25日(火) 7時59分 2時間00分	羽咋郡志賀町 富来生神地内	前日に引き続き捜索を行う。	羽咋郡市広域 圏事務組合 消防本部
32	救助 (里山等)	10月26日(水) 12時42分 0時間36分	金沢市医王山 トンビ岩付近大池 平	15歳男子中学生が遠足中に転倒し、鎖骨を骨折したもの。 隊員2名が降下、減圧担架で救出後、引率の教員1名をRストラップでピックアップし、鞍月セントラルパークで救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:県立中央病院	金沢市 消防局
	救急 (一般負傷)	10月26日(水) 0時間22分			

災害 No.	種 別	出 動 日 時 間 飛 行 時 間	発 生 場 所	活 動 概 要	要 請 機 関
33	救 助 (応 援)	10月26日(水) 16時30分 0時間56分	富山県富山市 八尾町蒲谷地内	国道472号線を走行中の普通乗用車が室牧ダムに転落したもの。 地上隊の活動支援を行う。(未発見) ※10月27日10:13にダイバーが発見する。 ※富山県ヘリ、ヘリテレスシステム整備のため	富山県防災 航空センター
34	救 助 (水 難)	11月 6日(日) 8時35分 1時間47分	羽咋郡志賀町 中山地内	90歳の女性が5日16:30頃から散歩に出かけたまま行方不明となったもの。 現場付近のため池で要救助者を発見、隊員1名が確認後、地上隊に引き継ぐ。	羽咋郡市広域 圏事務組合 消 防 本 部
35	救 急 (急 病)	11月 8日(火) 14時34分 1時間20分	鳳至郡門前町 門前町宮グランド	62歳男性が13:40頃、自宅トイレで嘔吐して動けなくなったもので、くも膜下出血の疑いがあり、出動要請があったもの。 門前町宮グランドで傷病者収容、門前分署救急救命士同乗し、内灘町総合公園で救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:金沢医科大学病院	奥能登広域圏 事 務 組 合 消 防 本 部
36	救 助 (里山等)	11月21日(月) 8時34分 1時間30分	河北郡津幡町 市谷地内	83歳男性が20日15:00頃、津幡町字市谷地内で目撃されたのを最後に行方不明となったもの。 ※津幡消防職員1名搭乗し、捜索を行う。(未発見)	津 幡 町 消 防 本 部
		11月21日(月) 12時40分 1時間44分		午前中に引き続き捜索を行う。 ※津幡消防職員1名搭乗し、捜索を行う。(未発見)	
37	救 助 (水 難)	11月22日(火) 9時03分 2時間00分	輪島市町野町 曾々木海岸沖	63歳男性が21日6:30頃から船で釣りに出かけたまま同日14:30頃になっても家に帰らないもの。 (未発見) ※22日14:02に漁船が禄剛埼沖約6.5 ^{km} で浮遊している要救助者を発見し、海上保安庁の巡視艇が収容する。	奥能登広域圏 事 務 組 合 消 防 本 部
38	救 助 (里山等)	11月22日(火) 12時26分 1時間57分	河北郡津幡町 市谷地内	前日に引き続き捜索する。(未発見) ※12月1日家族が休耕田の側溝内で遺体を発見する。	津 幡 町 消 防 本 部
39	救 助 (水 難)	11月28日(月) 9時52分 1時間58分	羽咋市西潟町 邑知潟大橋周辺	51歳女性が5:30頃から家を出たまま行方不明となり、邑知潟大橋上でエンジンがかかったままの本人所有の車両が発見されたもの。(未発見)	羽咋郡市広域 圏事務組合 消 防 本 部
40	救 助 (水 難)	11月29日(火) 12時09分 1時間11分	羽咋市柴垣 柴垣漁港沖	ヒラメ漁を行うため出港した船が無人で漂流していたもの。(未発見)	羽咋郡市広域 圏事務組合 消 防 本 部
41	救 助 (水 難)	11月29日(火) 13時20分 0時間59分	羽咋市西潟町 邑知潟大橋周辺	前日に引き続き捜索を行う。(未発見)	羽咋郡市広域 圏事務組合 消 防 本 部
42	救 助 (水 難)	11月30日(水) 12時10分 1時間12分	羽咋市柴垣 柴垣漁港沖	前日に引き続き捜索を行う。(未発見)	羽咋郡市広域 圏事務組合 消 防 本 部
43	救 助 (水 難)	11月30日(水) 13時22分 0時間45分	羽咋市西潟町 邑知潟大橋周辺	前日に引き続き捜索を行う。(未発見)	羽咋郡市広域 圏事務組合 消 防 本 部

災害 No.	種 別	出 動 日 時 飛 行 時 間	発 生 場 所	活 動 概 要	要 請 機 関
44	救 助 (応 援) (水 難)	12月 7日(水) 11時48分 2時間13分	福井県越前町 越前海岸沖	53歳男性が、越前海岬から約20 [*] 。沖合いの船舶上(嘉洋丸9.7 ^ト)で、心筋梗塞になったもの。 隊員1名が船舶上に降下、情報収集及び海上保安庁のヘリによる救助活動の支援を行う。 ※福井ヘリが耐空検査のため。	福 井 県 防 災 航 空 事 務 所
45	救 急 (一般負傷)	12月18日(日) 11時12分 0時間41分	河北郡津幡町 瓜生地内	61歳男性が、自宅の屋根雪下ろし中に崩れた雪とともに転落し、生き埋めになったもの。 河合谷小学校運動場で傷病者収容、津幡町消防本部救急救命士2名同乗し、内灘町総合公園で救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:金沢医科大学病院	津 幡 町 消 防 本 部
46	救 助 (自然災害)	12月19日(月) 11時22分 1時間11分	七尾市花園町地内	16日から1家族5名が雪のため孤立し、安否が確認できないもの。 出場途上、天候が悪く羽咋市営野球場にL/Dして待機するが、回復の見込みがなく途中帰投する。 ※帰投中、孤立家族と連絡が取れ、全員無事である旨の連絡を受ける。	七 尾 市
47	救 急 (転院搬送)	12月21日(水) 10時39分 0時間31分	金沢大学附属病院	入院中の1歳女兒(完全型心内膜症・僧帽弁逆流症)が緊急手術が必要となり転院搬送要請を受け出動する。 陸上自衛隊金沢駐屯地で傷病者収容、医師3名同乗し、航空自衛隊小松基地でU-125(固定翼アスコット)に引き継ぎ岡山空港に搬送する。 ※天候不良のため、岡山県までの搬送が困難であったが、関係機関と調整の上、航空自衛隊第6航空団に災害派遣要請を行ったもの。 ※搬送先:岡山大学医学部附属病院	金 沢 市 消 防 局
48	救 急 (一般負傷)	1月 2日(月) 16時28分 0時間19分	白山市阿手町 鳥越高原 大日スキー場	21歳男性がスノーボードで転倒し、左側腹部を強打したものの。 大日スキー場第2駐車場で傷病者収容、白山石川広域消防本部救急救命士同乗し、日没間際のため小松空港で救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:やわたメディカルセンター	白 山 石 川 広 域 消 防 本 部
49	救 助 (水 難)	1月 6日(金) 9時23分 1時間51分	河北郡内灘町 河北潟放水路周辺	46歳女性が3日19:00頃から家を出たまま行方不明となったもの。(未発見) ※2月10日内灘大橋付近に浮いている遺体を発見、内灘消防が収容する。	内 灘 町 消 防 本 部
50	救 助 (水 難)	1月 7日(土) 11時11分 0時間41分	加賀市河南町 大聖寺川	41歳男性が2日20:30頃、自宅からホテル百万石方向に歩いている目撃情報を最後に、行方不明となったもの。 ホテル百万石付近の大聖寺川に沈んでいる要救助者を発見し、上空から地上隊の活動支援を行う。	加 賀 市 消 防 本 部
51	救 急 (労 災)	1月9日(月) 10時59分 0時間39分	白山市下野町	男性5名が空家の屋根雪下ろし中に屋根の一部が崩落し、3名が生き埋めになったもの。 3名のうち1名(41歳男性)が低体温及びクラッシュ症候群のおそれがあり、出動要請があったもの。 鳥越保育園駐車場で傷病者収容、白山石川広域消防本部救急救命士同乗し、内灘町総合公園で救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:金沢医科大学病院	白 山 石 川 広 域 消 防 本 部

災害No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活動概要	要請機関
52	救急 (一般負傷)	1月12日(木) 12時21分 0時間29分	山市河内町 内尾地内 セイモアスキー場	22歳男性がスノーボードで滑走中、他のスキーヤーに後方から追突され、右肺気胸の疑いがあり出動要請があったもの。 セイモアスキー場第3駐車場で傷病者収容、白山石川広域消防本部救急救命士同乗し、陸上自衛隊金沢駐屯地で救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:金沢大学附属病院	白山石川広域 消防本部
53	災害応急 (自然災害)	1月15日(日) 9時17分 0時間21分	白山市白峰地内	大雪による白山公園線「六万橋」の被害状況調査のため、現地へ調査員の人員搬送を行う。 ※調査員5名を市ノ瀬場外まで搬送する。	石川県土木部 道路整備課
54	災害応急 (自然災害)	1月15日(日) 9時43分 1時間01分	白山市旧5村 河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	13日からの大雪による雪崩危険箇所の調査を行う。 ※調査員2名が搭乗し、調査を行う。	石川県土木部 道路整備課
55	救急 (一般負傷)	1月15日(日) 11時43分 0時間35分	白山市尾添町 一里野温泉 スキー場	19歳女性がスノーボードのビンディングで会陰部を負傷したもの。 一里野温泉スキー場第5駐車場で傷病者収容、白山石川広域消防本部救急救命士同乗し、鞍月セントラルパークで救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:県立中央病院	白山石川広域 消防本部
56	救助 (里山等)	1月16日(月) 12時10分 0時間43分	羽咋郡志賀町 笹波地内	68歳男性が岩ノリ採り中、誤って崖から転落したもの。 隊員2名が降下、地上隊と協力しエバックハーネスで救出する。その後、救急救命士1名をピックアップし、鞍月セントラルパークで救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:県立中央病院	羽咋郡市広域 圏事務組合 消防本部
	救急 (水難)	1月16日(月) 0時間31分	義経の舟かくし		
57	救急 (一般負傷)	2月19日(日) 11時56分 0時間39分	白山市阿手町 鳥越高原 大日スキー場	11歳男児がスキー滑走中、他のスキーヤーと衝突して後頭部を負傷したもの。 大日スキー場第2駐車場で傷病者収容、白山石川広域消防本部救急救命士同乗し、鞍月セントラルパークで救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:県立中央病院	白山石川広域 消防本部
58	救急 (一般負傷)	2月19日(日) 13時38分 0時間37分	白山市尾添町 一里野温泉スキー場	36歳女性がスキー滑走中に転倒して頭部を負傷したもの。 中宮温泉スキー場駐車場で傷病者収容、白山石川広域消防本部救急隊員同乗し、鞍月セントラルパークで救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:県立中央病院	白山石川広域 消防本部
59	救急 (転院搬送)	3月15日(水) 14時22分 1時間53分	輪島市海士町 触倉島診療所	75歳女性が腹痛を訴え、腸管膜血行不全の疑いがあり、出動要請があったもの。 触倉島場外で傷病者収容、医師同乗し、鞍月セントラルパークで救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先:県立中央病院	奥能登広域圏 事務組合 消防本部
60	救急 (転院搬送)	3月22日(水) 8時50分 2時間32分	七尾市富岡町 恵寿総合病院	原発性肺高血圧症による重症心不全患者(65歳女性)で特定疾患のため治療が名古屋大学医学部循環器内科でなければ治療ができないため転院搬送要請があったもの。 七尾マリンパークで傷病者収容、医師同乗し、名古屋市立大学病院屋上ヘリポートで引き継ぐ。 ※搬送先:名古屋市立大学病院	七尾鹿島広域 圏事務組合 消防本部

災害No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活動概要	要請機関
61	救助 (里山等)	3月26日(日) 11時30分 0時間31分	加賀市山中温泉 大内町地内 旧364号線沿い大内川	夫婦が溪流釣りのため川辺に降りようとしたところ、誤って約5m滑落したもの。 夫が自力で我谷ダム管理事務所へ救助を求めたものの。 隊員3名が降下、地上隊と協力し65歳女性(妻)をバックボードに固定、減圧担架で救出後、鞍月セントラルパークで救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先: 県立中央病院 ※64歳男性(夫)は加賀市消防本部救急隊により福井大学病院へ搬送される。	加賀市消防本部
	救急 (一般負傷)	3月26日(日) 12時01分 0時間32分			

イ 通常運航【災害予防活動】

(県内訓練参加 27件)

月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
5. 8 (日)	加賀江沼連合 火災防御訓練	山中町 宮の杜地内	被害状況調査	1:08	4	山中町
8. 18 (木)	消防防災航空隊合同訓練	内灘町 内灘総合公園	職員吊り上げ訓練 救急引継ぎ訓練	1:18	31	内灘消防
8. 21 (日)	穴水町防災訓練	穴水町 川島地内	クイックストラップで吊り上げ救出	1:05		穴水町
8. 22 (月)	石油コンビナート 防災訓練	金沢港	被害状況調査 Rストラップで吊り上げ救出	1:16	1	石川県
8. 28 (日)	津幡町防災訓練	津幡町 井上小学	被害状況調査 Rストラップで吊り上げ救出	0:41	1	津幡消防
8. 28 (日)	野々市町 総合防災訓練	野々市町 菅原小学校	被害状況調査	0:17		野々市町
8. 28 (日)	金沢市 市民震災訓練	金沢市内	被害状況調査	0:40		金沢消防
8. 29 (月)	羽咋消防 防災訓練	宝達志水町 志雄中学校	被害状況調査 Rストラップで吊り上げ救出	1:08	4	羽咋消防
9. 3 (土)	石川県 総合防災訓練	能登町 宇出津新港	被害状況調査 クイックストラップで吊り上げ救出	2:07	1	能登町
9. 4 (日)	かほく市 防災訓練	かほく市笠島 富士通IT プロダクツ	減圧担架、Rストラップで吊り上げ救出	1:06	2	かほく消防
9. 6 (火)	能美消防 救急搬送訓練	能美市福島町 根上野球場	救急搬送訓練	0:32	4	能美消防
9. 10 (土)	羽咋防災訓練	羽咋市 一ノ宮地区	クイックストラップで吊り上げ水平移動	1:21	3	羽咋消防
9. 18 (日)	津幡町 火災防御訓練	津幡町北中条 文化会館 シグナス	Rストラップで吊り上げ救出	0:44	1	津幡消防
9. 24 (土)	珠洲市 防災総合訓練	珠洲市宝立地区 珠洲実業高校 宝立中学校	Rストラップで吊り上げ救出 被害状況調査	2:16	6	珠洲市

10. 1 (日)	公立能登総合病院 大規模災害救急訓練	七尾市藤橋町 公立能登総合病院	救急搬送訓練	1:14	3	七尾市
10. 9 (日)	七尾市 防災総合訓練	七尾市 つつじが浜 七鹿消防訓練場	ドロップタンクによる 空中消火	1:16		七尾市
10. 9 (日)	一木地区 総合防災訓練	白山市 松任総合運動公園	被害状況調査	0:26		白山市
10.17 (月)	小松消防 山岳救助訓練	小松市滝ヶ原町 鞍掛山	バックボードシステム、Rス トラップで吊り上げ救出	0:35	2	小松消防
10.31 (月)	七尾消防 職員合同訓練	七尾市 つつじが浜 七鹿消防訓練場	被害状況調査 Rストラップで吊り上げ救出	1:19	1	七尾消防
11. 9 (水)	石川県庁 火災防ぎょ訓練	金沢市 鞍月2丁目 石川県庁舎	被害状況調査 Rストラップで吊り上げ救出	0:35	1	石川県 総務部 管財課
11.10 (木)	加賀市消防 職員合同訓練	加賀市作見町 アビオシティ加賀	パーティカル担架で吊り上げ 救出	0:17	1	加賀消防
11.10 (木)	金沢消防大規模救 急救助訓練	金沢市高柳町 金沢総合車両所	被害状況調査	0:46		金沢消防
11.13 (日)	宝達志水町総合火 災防ぎょ訓練	宝達志水町 吉野屋 志雄運動公園	クイックストラップで吊り上 げ救出	0:54	1	宝達志水町
11.13 (日)	輪島消防 火災防ぎょ訓練	輪島市 光浦(輪島荘)	バックボードシステムで吊り 上げ救出	1:17		奥能登消防
11.17 (木)	石川県原子力 防災訓練	志賀町 原子力発電所 周辺	人員搬送 被害状況調査 広報活動	2:23	5	石川県
1. 8 (日)	金沢市消防 出初式	金沢市丸の内 金沢城公園	被害状況調査	0:25		金沢消防
3.16 (金)	中高層建築物 火災防ぎょ訓練	金沢市大額町 金沢国際ホテル	Rストラップで吊り上げ救出	0:40	1	金沢消防

(県外訓練参加 2件)

月 日	件 名	活動場所	活 動 内 容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
8.27 (土)	富山県 総合防災訓練	富山県 富山市内	Rストラップで吊り上げ救出 及びドロップタンクによる空 中消火	1:49	1	富山県
9. 4 (日)	福井県 総合防災訓練	福井県勝山市 弁天緑地公園	救急搬送訓練	0:41	1	福井県

ウ 通常運航【訓練活動】

活動種別	訓練内容	回数	時間
災害応急対策 訓練活動	地形慣熟訓練	3	3:24
	物資輸送訓練	1	0:56
	情報収集訓練		
	小計	4	4:20
火災防ぎょ訓練活動	消火訓練	6	7:42
	情報収集訓練		
	小計	6	7:42
救助訓練活動	基本訓練	49	63:50
	応用訓練	12	16:27
	高層建築物救助訓練		
	山岳救助訓練		
	海難救助訓練		
	水難訓練	3	4:47
	捜索訓練		
	小計	64	85:04
救急訓練活動	傷病者引継訓練		
	傷病者搬送訓練		
	小計		
その他訓練活動	その他の訓練	2	2:27
合計		76	99:33

エ 通常運航【一般行政活動】

月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
4.22(金)	河川流域 現況調査	県内全域	県内河川の流量調査	2:27	5	河川課
8.30(火)	不法投棄合同 パトロール	加賀方面	不法投棄場所の調査	1:12	6	廃棄物 対策課
		金沢方面		1:30	6	
9.8(木)	地域高規格 道路調査	白山スーパー林 道周辺	緊急運航のため途中帰投	0:13	4	道路 建設課
9.29(木)	不法投棄合同 パトロール	能登方面	不法投棄場所の調査	2:45	6	廃棄物 対策課

オ 通常運航【その他の活動】

(消防学校教育訓練活動 8件)

月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
8.18(木)	初任科教育訓練	消防学校および 周辺	搭乗降機・誘導訓練	0:48	33	石川県 消防学校
2.24(金)	救急科教育訓練	消防学校および 周辺	誘導・搭乗降機要領 搬送者引継ぎ訓練 救助・救急連携訓練	1:07	38	石川県 消防学校
3.7(火) ～ 3.23(木)	搭乗職員研修	赤瀬ダム訓練場 鳥越高原訓練場	ヘリコプター搭乗 基本訓練	12:08 飛行回数 6日	研修隊員 24	石川県 消防学校

(整備に伴う活動 12件)

月 日	件 名	活動場所	活 動 内 容	飛行時間
5. 9 (月)	耐空検査に伴う名古屋への空輸	小松空港から 名古屋空港	空輸	0:57
8. 1 (月)	耐空検査に伴う試験飛行	名古屋空港周辺	テストフライト (2回)	1:07
8. 2 (火)	耐空検査に伴う試験飛行	名古屋空港周辺	テストフライト (2回)	2:38
8. 3 (水)	耐空検査に伴う試験飛行	名古屋空港周辺	テストフライト	0:47
8. 4 (木)	耐空検査に伴う試験飛行	名古屋空港周辺	テストフライト	1:59
8. 5 (金)	耐空検査に伴う試験飛行	名古屋空港周辺	テストフライト	1:00
8. 8 (月)	耐空検査終了に伴う小松への空輸	名古屋空港から 小松空港	空輸	0:58
2. 11 (土)	6ヵ月点検に伴う試験飛行	小松空港周辺	テストフライト (2回)	0:50
2. 13 (月)	6ヵ月点検に伴う試験飛行	小松空港周辺	テストフライト	1:05

(整備に伴う活動 2件)

月 日	件 名	活動場所	活 動 内 容	飛行時間
2. 22 (月)	AED飛行テスト	金沢港上空	AED使用試験	0:38
2. 22 (月)	AED飛行テスト	金沢港上空	AED使用試験	0:29

(ヘリコプター運航休止期間)

休 止 期 間	休止日数	休 止 理 由
5. 9 (月) ~8. 9 (火)	93日間	2500時間点検のため
1. 30 (月) ~2. 13 (月)	15日間	6ヵ月点検のため

(4) 場外離着陸場一覧表(90カ所)

平成18年 4月 1日現在

奥能登広域圏事務組合消防本部管内

2市2町

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度	経 度	連 絡 先
奥01	舳倉島	輪島市海士町高見12	N 37° 50' 55.9"	E 136° 55' 19.1"	七尾海上保安部航行援助センター 0767-53-2230
奥02	輪島市輪島野球場	輪島市稲舟町歌波30-2	N 37° 23' 30.0"	E 136° 55' 34.6"	輪島市教育委員会 0768-22-5071
奥03	輪島高等学校グラウンド	輪島市河井町18-42-2	N 37° 23' 14.9"	E 136° 54' 22.6"	輪島高等学校 0768-22-0327
奥04	輪島市町野野球場	輪島市町野町東大野出村60	N 37° 26' 11.0"	E 137° 04' 53.0"	輪島市役所総務課 0768-22-2211
奥05	大谷中学校グラウンド	珠洲市大谷町1-78	N 37° 29' 49.7"	E 137° 10' 44.6"	珠洲市教育委員会 0768-82-7818
奥06	珠洲市営グラウンド	珠洲市野々江町6-1	N 37° 26' 34.0"	E 137° 16' 28.0"	珠洲市教育委員会 0768-82-7818
奥07	穴水町営野球場	穴水町由比ヶ丘いの32	N 37° 13' 31.0"	E 136° 55' 26.1"	穴水町教育委員会社会教育課 0768-52-3720
奥08	輪島市門前簡易グラウンド	輪島市門前町清水7-1	N 37° 17' 18.1"	E 136° 45' 45.9"	輪島市門前総合支所 0768-42-1111
奥09	藤波台運動公園駐車場	能登町字藤波23-54	N 37° 17' 28.7"	E 137° 08' 14.8"	能登町教育委員会 0768-72-2512
奥10	能登町営柳田野球場	能登町字柳田梅部90	N 37° 21' 53.4"	E 137° 05' 44.5"	能登町教育委員会 0768-72-2512
奥11	内浦陸上競技場	能登町字布浦拓20-5	N 37° 20' 16.4"	E 137° 15' 15.2"	能登町教育委員会 0768-72-2512
奥12	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ユ1-1	N 37° 26' 28.6"	E 137° 16' 21.1"	珠洲市総合病院 0768-82-1181
奥13	能登町営能都野球場	能登町字出津イ字5	N 37° 18' 12.3"	E 137° 08' 33.5"	能登町教育委員会 0768-72-2512
奥14	穴水陸上競技場	穴水町由比ヶ丘イ42	N 37° 13' 19.9"	E 136° 55' 31.7"	穴水町教育委員会社会教育課 0768-52-3720

七尾鹿島広域圏事務組合消防本部管内

1市1町

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度	経 度	連 絡 先
七01	城山運動公園	七尾市後島町ハー2	N 37° 01' 17.7"	E 136° 58' 30.2"	七尾市教育委員会体育課 0767-53-8436
七02	住友大阪セメント	七尾市津向町和田38	N 37° 03' 22.8"	E 136° 57' 40.4"	住友大阪セメント㈱七尾港SS 0767-52-3101
七03	七尾マリンパーク	七尾市府中町員外67	N 37° 02' 46.6"	E 136° 58' 21.9"	七尾港湾事務所 0767-53-0440
七04	能登総合病院	七尾市藤橋町ア6-4	N 37° 02' 22.4"	E 136° 56' 56.9"	能登総合病院 0767-52-6611
七05	七尾市田鶴浜多目的グラウンド	七尾市垣吉町へ部24	N 37° 03' 28.4"	E 136° 53' 56.4"	七尾市田鶴浜支所 0767-68-3131
七06	鳥屋小学校運動場	中能登町末坂ナ7-7	N 36° 59' 14.5"	E 136° 54' 05.1"	中能登町役場鹿西庁舎スポーツ担当課 0767-72-3922
七07	七尾市中島総合グラウンド	七尾市中島町中島上-1	N 37° 07' 09.5"	E 136° 51' 15.3"	七尾市中島支所 0767-66-1111
七08	鹿島中学校運動場	中能登町芹川チ95	N 36° 57' 39.4"	E 136° 55' 19.7"	中能登町役場鹿西庁舎スポーツ担当課 0767-72-3922
七09	中能登消防署	中能登町東馬場カ16-1	N 36° 58' 06.5"	E 136° 53' 58.2"	中能登消防署 0767-76-0119
七10	中能登町運動公園 芝生広場	中能登町東馬場ソ11	N 36° 58' 03.0"	E 136° 53' 31.0"	中能登町役場鹿西庁舎スポーツ担当課 0767-72-3922
七11	能登島マリンパーク海族公園	七尾市能登島佐波町ラー29-2	N 37° 07' 00.0"	E 137° 00' 00.0"	能登島支所能登島観光対策室 0767-84-1113
七12	鹿西高校運動場	中能登町能登部上ヲ1	N 36° 57' 37.8"	E 136° 52' 29.5"	鹿西高校 0767-72-2299
七13	アッピー鹿西多目的広場	中能登町能登部下134-1	N 36° 57' 05.1"	E 136° 52' 08.1"	中能登町役場鹿西庁舎スポーツ担当課 0767-72-3922

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部管内

1市2町

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度 ・ 経 度	連 絡 先
羽01	眉丈台地スポーツ広場	羽咋市柳田町ミ1	N 36° 55' 13.9" E 136° 46' 46.2"	羽咋市教育委員会体育課 0767-22-3396
羽02	富来健民ホッケー場	志賀町富来領家町ツ1-26	N 37° 08' 44.8" E 136° 43' 56.0"	志賀町役場 0767-32-1111
羽03	宝達志水町立志雄中学校運動場	宝達志水町子浦口130	N 36° 51' 49.1" E 136° 47' 52.3"	志雄中学校 0767-29-3000
羽04	志賀町陸上競技場	志賀町町へ1-1	N 37° 01' 12.3" E 136° 45' 56.0"	志賀町役場 0767-32-1111
羽05	宝達志水町押水運動公園野球場	宝達志水町今浜イ3-1	N 36° 49' 25.3" E 136° 45' 08.8"	宝達志水町生涯学習課 0767-28-5518
羽06	羽咋運動公園野球場	羽咋市鶴多町亀田17	N 36° 53' 46.3" E 136° 47' 37.1"	羽咋市教育委員会体育課 0767-22-3396
羽07	宝達志水町志雄運動公園野球場	宝達志水町吉野屋ヲ156	N 36° 51' 12.2" E 136° 46' 43.0"	宝達志水町生涯学習課 0767-28-5518
羽08	荒木ヶ丘多目的広場	志賀町富来地頭町九部250	N 37° 07' 49.4" E 136° 44' 10.1"	志賀町役場 0767-32-1111

かほく市消防本部管内

1市

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度 ・ 経 度	連 絡 先
か01	高松陸上競技場	かほく市内高松オ80	N 36° 45' 44.5" E 136° 44' 09.4"	かほく市役所体育振興課 076-283-7138
か02	河北台中学競技場	かほく市遠塚口47	N 36° 43' 53.0" E 136° 42' 21.2"	かほく市立河北台中学校 076-285-0262
か03	宇ノ気野球場	かほく市下山田ル2	N 36° 42' 58.0" E 136° 43' 39.6"	かほく市役所体育振興課 076-283-7138

津幡町消防本部管内

1町

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度 ・ 経 度	連 絡 先
津01	石川県総合研修センター 河北潟農業研修館	津幡町湖東地内	N 36° 40' 30.0" E 136° 41' 57.9"	石川県農業総合研究センター河北潟分場 076-288-5536
津02	緑のアメニティー広場	津幡町川尻地内	N 36° 39' 58.1" E 136° 42' 28.1"	石川県津幡土木事務所 076-289-4161
津03	石川県森林公園 南口運動広場	津幡町津幡地内	N 36° 41' 08.3" E 136° 45' 06.5"	石川県森林公園事務所 076-288-1214

内灘町消防本部管内

1町

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度 ・ 経 度	連 絡 先
内01	金沢医科大学グランド	内灘町大学1-1	N 36° 39' 11.0" E 136° 38' 56.6"	金沢医科大学 076-286-2211
内02	内灘総合グランド	内灘町鶴ヶ丘2-744	N 36° 38' 30.2" E 136° 38' 56.7"	内灘町公共管理公社 076-286-1800
内03	内灘町総合公園	内灘町宮坂に459	N 36° 39' 39.7" E 136° 39' 13.9"	内灘町公共管理公社 076-286-1800

金沢市消防局管内

1市

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度 ・ 経 度	連 絡 先
金01	消防学校グラウンド	金沢市東蚊爪2-5	N 36° 38' 00.6" E 136° 40' 00.7"	石川県消防学校 076-237-1800
金02	健民海浜公園	金沢市普正寺町地内	N 36° 35' 31.3" E 136° 35' 13.5"	健民海浜公園管理事務所 076-267-2266
金03	金沢工業大学グラウンド	金沢市天池町地内	N 36° 30' 10.2" E 136° 41' 48.7"	金沢工業大学施設部 076-229-1676
金04	陸上自衛隊金沢駐屯地	金沢市野田町1-8	N 36° 32' 07.3" E 136° 40' 16.2"	陸上自衛隊金沢駐屯地 076-241-2171
金05	湊簡易グラウンド	金沢市湊3-2-1	N 36° 36' 57.5" E 136° 37' 53.3"	石川県土地開発公社 076-261-8471
金06	金沢市民サッカー場	金沢市磯部町ニ45	N 36° 35' 40.9" E 136° 39' 40.9"	金沢市スポーツ施設管理事業団 076-247-0088
金07	のびのび広場	金沢市磯部町地内	N 36° 35' 40.7" E 136° 39' 34.9"	金沢市緑と花の課 076-220-2356
金08	大和町防災拠点広場	金沢市大和町1-1	N 36° 33' 59.5" E 136° 38' 31.1"	金沢市民芸術村 076-265-8300
金09	西部緑地公園 第6駐車場	金沢市稚日野町南地内	N 36° 34' 24.0" E 136° 36' 10.5"	石川県公園緑地課 076-225-1772
金10	金沢市管陸上競技場	金沢市弥生3-5-1	N 36° 32' 16.5" E 136° 38' 49.1"	金沢市スポーツ施設管理事業団 076-247-0088
金11	姉妹都市公園	金沢市駅西新町3-1003	N 36° 35' 19.3" E 136° 38' 17.1"	金沢市緑と花の課 076-220-2356
金12	金沢美術工芸大学	金沢市小立野5-11-1	N 36° 33' 10.3" E 136° 40' 48.6"	金沢美術工芸大学 076-262-3531
金13	キゴ山	金沢市小豆沢町地内	N 36° 31' 15.0" E 136° 45' 24.7"	金沢市放牧場 076-229-0582
金14	金沢錦丘高校	金沢市窪6-218	N 36° 31' 38.7" E 136° 38' 38.6"	金沢錦丘高校 076-241-8341
金15	金沢臨海センター	金沢市湊3-5-8	N 36° 37' 00.8" E 136° 37' 57.6"	金沢市臨海水質管理センター 076-239-2323
金16	鞍月セントラルパーク	金沢市鞍月1丁目8番	N 36° 35' 22.1" E 136° 37' 39.2"	石川県土木部公園緑地課 076-225-1772

白山石川広域消防本部管内

1市1町

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度 ・ 経 度	連 絡 先
白01	松任総合運動公園(芝生広場)	白山市倉光町4-22	N 36° 30' 32.3" E 136° 33' 53.2"	白山市建設部公園緑地課 076-274-9560
白02	手取公園右岸園地	白山市湊町地内	N 36° 28' 15.3" E 136° 29' 19.2"	美川支所体育振興事業団 076-278-6250
白03	鶴来高校グラウンド	白山市月橋町710	N 36° 27' 16.9" E 136° 37' 16.4"	鶴来高校 07619-2-0044
白04	十八河原運動公園	白山市鶴来水戸町地内	N 36° 26' 33.1" E 136° 37' 27.8"	白山市鶴来支所 07619-2-1115
白05	明倫高校グラウンド	野々市町下林3-309	N 36° 31' 20.4" E 136° 36' 18.3"	明倫高校 076-246-3191
白06	金沢セイモアスキー場第3駐車場	白山市河内町下折地内	N 36° 20' 43.1" E 136° 40' 41.1"	(財)河内産業開発公社 07619-3-0331
白07	白山ろくグラウンド	白山市吉野丁25	N 36° 21' 07.5" E 136° 37' 40.4"	白山市吉野谷支所 07619-5-5011
白08	鳥越高原大日スキー場	白山市阿手町地内	N 36° 17' 22.5" E 136° 33' 47.9"	白山市鳥越支所 07619-4-2011
白09	鳥越小学校	白山市上野町オ1	N 36° 22' 04.2" E 136° 36' 31.2"	鳥越小学校 07619-4-2219
白10	瀬女高原スキー場第3駐車場	白山市瀬戸丑114-1	N 36° 16' 55.7" E 136° 39' 18.2"	白山レイクハイランド(株) 07619-6-7136
白11	一里野温泉スキー場第4駐車場	白山市尾添地内	N 36° 16' 01.0" E 136° 42' 52.0"	一里野公園管理事務所 07619-6-7412
白12	白峰温泉スキー場第3駐車場	白山市白峰ニ100	N 36° 10' 26.5" E 136° 37' 47.0"	白山市白峰支所 07619-8-2011
松13	白山室堂	白峰村地内	N 36° 08' 34.0" E 136° 46' 14.0"	石川県自然保護課 076-223-9170
白13	市ノ瀬	白山市白峰地内	N 36° 06' 42.0" E 136° 42' 12.9"	石川県自然保護課 076-225-1478
白14	クリーンセンター	白山市上小川町795	N 36° 31' 03.0" E 136° 31' 06.2"	松任石川環境クリーンセンター 076-276-1362
白15	ふれあい広場	野々市町中林5-1-1	N 36° 30' 32.1" E 136° 36' 32.6"	野々市町住民生活部くらしの安全課 076-227-6000
白16	野々市町役場	野々市町字三納18街区1	N 36° 31' 07.0" E 136° 36' 33.6"	野々市町住民生活部くらしの安全課 076-227-6000

能美広域事務組合消防本部管内

1市1町

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度 ・ 経 度	連 絡 先
能01	根上野球場駐車場	能美市福島町ヨ356	N 36° 27' 16.2" E 136° 28' 26.2"	能美市教育委員会スポーツ課 0761-55-8514
能02	寺井陸上競技場	能美市寺井町ヨ47	N 36° 26' 00.0" E 136° 30' 02.8"	能美市教育委員会スポーツ課 0761-55-8514
能03	物見山陸上競技場	能美市来丸町ワ50	N 36° 26' 46.1" E 136° 33' 13.0"	能美市教育委員会スポーツ課 0761-55-8514
能04	川北手取川河川敷川北町コミ ニュティー&スポーツ公園	能美郡川北町山田先出地内	N 36° 27' 36.8" E 136° 32' 35.2"	川北町役場 076-277-1111
能05	辰口健康福祉センター空地	能美市緑が丘11丁目50-1	N 36° 26' 23.6" E 136° 32' 15.6"	能美市辰口健康福祉センター 0761-51-6500
能06	手取川水辺プラザ	能美市山田町地内	N 36° 27' 21.3" E 136° 33' 28.4"	能美市産業建設部都市計画課 0761-55-8508

小松市消防本部管内

1市

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度 ・ 経 度	連 絡 先
小01	赤瀬ダム	小松市赤瀬町地内	N 36° 16' 27.8" E 136° 29' 04.7"	石川県赤瀬ダム管理事務所 0761-46-1314
小02	赤瀬グラウンド	小松市赤瀬町地内	N 36° 16' 42.6" E 136° 29' 11.9"	石川県赤瀬ダム管理事務所 0761-46-1314
小03	大倉岳スキー場	小松市尾小屋町レ41	N 36° 16' 25.5" E 136° 32' 25.8"	大倉岳高原スキー場 0761-67-1426

加賀市消防本部管内

1市

本部通番	名 称	所 在 地	緯 度 ・ 経 度	連 絡 先
加01	加賀市陸上競技場	加賀市山田町リ245-2	N 36° 19' 25.2" E 136° 20' 03.9"	加賀市地域振興部スポーツ振興室 0761-72-7985
加02	竹の浦館前グラウンド	加賀市大聖寺瀬越町地内	N 36° 17' 37.7" E 136° 16' 05.8"	加賀市地域振興部農林水産課 0761-72-7910
加03	錦城小学校運動場	加賀市大聖寺八間道57	N 36° 18' 17.9" E 136° 18' 35.5"	錦城小学校 0761-72-0269
加04	山中球場	加賀市山中温泉東桂木町ヌ11-2	N 36° 15' 07.7" E 136° 22' 33.5"	加賀市地域振興部スポーツ振興室 0761-72-7985
加05	菅谷小学校運動場	加賀市山中温泉菅谷町ニ32	N 36° 16' 37.6" E 136° 21' 53.5"	菅谷小学校 0761-78-0542

(5) 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況（平成18年4月1日現在）

消防機関保有：28機 道県保有：42機

ア 消防機関保有ヘリコプター

団体名	保有機数
札幌市消防局	1
仙台市消防局	2
千葉市消防局	2
東京消防庁	6
川崎市消防局	2
横浜市消防局	2
名古屋市消防局	2
京都市消防局	2
大阪市消防局	2
神戸市消防局	2
岡山市消防局	1
広島市消防局	1
北九州市消防局	1
福岡市消防局	2
計（14団体）	28

イ 道県保有ヘリコプター

団体名	保有機数
北海道	2
青森県	1
岩手県	1
宮城県	1
山形県	1
秋田県	1
福島県	1
茨城県	1
栃木県	1
群馬県	1
埼玉県	2
新潟県	1
富山県	1
石川県	1
福井県	1
山梨県	1
長野県	1
岐阜県	2
静岡県	2
愛知県	1
三重県	1
奈良県	1
滋賀県	1
兵庫県	1
和歌山県	1
鳥取県	1
島根県	1
広島県	1
山口県	1
香川県	1
愛媛県	1
高知県	1
徳島県	1
長崎県	1
大分県	1
宮崎県	1
熊本県	1
鹿児島県	1
計	42

第5 保安關係

1 火薬類の保安

(1) 火薬類保安行政の概要

火薬類は、土木、採石、鉱山などの産業用として、また、煙火（花火）に代表されるように観賞用としてなど幅広い分野で使用されているが、その取扱いを誤ると爆発等により当事者のみならず広く一般の公衆に対しても被害を及ぼすことがある。

そのため、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するために火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）によって火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いを規制している。

なお、火薬類取締法では、火薬類を大きく次の 3 種類に分類して規制している。

- ア 火薬……推進的爆発の用途に供せられるもので、黒色火薬、無煙火薬に代表される。
- イ 爆薬……破壊的爆発の用途に供せられるもので、硝安爆薬、ダイナマイト、ニトログリセリンなどに代表される。
- ウ 火工品……火薬、爆薬を使用して、ある目的に適するように加工し、製造したもので、電気雷管、導火線、実包、煙火（花火）などに代表される。

平成 11 年 8 月に火薬類取締法が一部改正され、製造所及び火薬庫等の保安検査の有料化や行政機関以外で指定を受けた者が完成検査を実施できる「指定完成検査機関」の制度及び年に一度の検査が義務付けられている保安検査を経済産業省の指定を受けて実施することができる「指定保安検査機関」の制度等が整備された。

また、従来変更許可が必要であった工事に関して、規制緩和により軽微変更届の提出のみでよい工事（規則第 8 条第 1 項及び第 14 条に該当する工事）が規定された。

(2) 火薬類取締法による許可業務の概要

ア 火薬類製造の許可

火薬類の製造の業を営もうとする者に対する許可で、製造所ごとに行うものであり、原則としてこの許可を受けた者以外が火薬類を製造することは禁止されている。

また、製造業者が製造施設の位置、構造、設備の変更工事又は製造する火薬類の種類、製造の方法を変更する場合には変更許可が必要である。

ただし、県が許可を行うのは、特定の火工品のみの製造所に対するものであり、その他のものの製造所の許可は経済産業大臣が行うこととされている。

イ 火薬類販売の許可

火薬類の販売の業を営もうとする者に対する許可で、販売所ごとに県の許可を受けなければならない（ただし製造所の許可を受けた者が、自己で製造した火薬類をその製造所内で販売する場合は許可を受ける必要はない）。

販売に関しては、製造における変更許可に相当するものではなく、販売所の移転、販売する火薬類の種類の変更を行う場合には許可の取り直しが必要である。

ウ 火薬庫設置等の許可

火薬庫の設置、移転、構造若しくは設備の変更に対する許可である。この場合、火薬庫等は経済産業省令で定める技術的基準に適合していなければならない。

火薬類は原則として火薬庫に貯蔵しなければならないことになっており、製造及び販売業者又は消費者は原則として火薬庫を所（占）有する義務がある。

火薬庫は、貯蔵する火薬類の区分、使用形態などにより、1 級から 3 級までの火薬庫、煙火火薬庫等 8 種類に分類されており、主要な 1 級から 3 級までの火薬庫の概要は次のとおりである。

(ア) 1 級火薬庫……主に爆薬、雷管等の産業用火薬類を貯蔵するもので、通常貯蔵量が多く、恒

久的なもの

(イ) 2級火薬庫……貯蔵する火薬類の種類は1級と概ね同様であるが、土木工事などに使用される比較的簡易な構造のもので、使用期間は最長で2年のもの

(ウ) 3級火薬庫……特殊構造を施した少量の火薬類を貯蔵するためのもので、恒久的なもの

エ) 火薬類の譲受の許可（煙火を除く。）

火薬類を譲受（購入）しようとする者（消費者）に対する許可である。

製造及び販売業者は、原則として譲受許可を受けていない者に対して火薬類を譲り渡すことは禁止されている。

オ) 火薬類の譲渡の許可（煙火を除く。）

エの火薬類を譲受した者で消費の後、残火薬類がある場合に販売業者等へ返品するための許可である。

カ) 火薬類の消費の許可

火薬類を消費しようとする者に対する許可である。

キ) 火薬類の輸入の許可

火薬類を輸入しようとする者に対する許可であり、陸揚地を管轄する県知事が行うこととされている。

ク) 火薬類の廃棄の許可

火薬類を廃棄しようとする者（オと同様に消費後に残火薬類がある場合に販売業者等へ返品せず廃棄処理をする場合、又は、販売業者が販売に適さなくなった火薬類を廃棄処理する場合など）に対する許可である。

ただし、許可をした後でも、その許可により公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがある場合は、許可を取り消す場合がある。

なお、鉄砲等に使用される火工品（実包等）に係る規制及び火薬類の運搬に関する規制等は、火薬類取締法により県公安委員会で行うこととされており、鉱山における火薬類の運搬、消費等は、鉱山保安法による。ただし、製造、貯蔵、譲受等は火薬類取締法によるとしている。また、本県においては、一部事務について中能登・奥能登の県総合事務所（エ、オ、カ、クの事務等）及び市町村（消防本部…煙火に係るカの事務等）に事務委任等していることから、それらの機関と連携をとりながら指導取締に努めている。

(3) 火薬類取扱施設の設置状況

火薬類取締法に基づく製造所、販売所及び火薬庫の市町村別の設置状況は、154表 市町村別火薬類取扱施設設置一覧のとおりである。

154表 市町村別火薬類取扱施設設置一覧

(平成18年3月31日現在)

市町村名	煙火製造所	火薬類販売所	1級火薬庫		2級火薬庫		3級火薬庫		煙火火薬庫		火薬庫合計	
			箇所	棟数								
金 沢 市		5	2	4			2	2	1	1	5	7
小 松 市		1	1	2			1	1	2	2	4	5
加 賀 市		3	3	6							3	6
白 山 市			6	9	5	10	3	3			14	22
かほく市	1	1					1	1	1	5	2	6
羽 咋 市		3										
七 尾 市		3	1	2							1	2
輪 島 市			1	2							1	2
珠 洲 市			1	1			1	1			2	2
宝達志水町	1	1							1	4	1	4
能 登 町		1	4	5			2	2	1	1	7	8
穴 水 町		1	1	2							1	2
合 計	2	19	20	33	5	10	10	10	6	13	41	66

(4) 火薬類の消費等の現状

産業用火薬類については、鉱山、砕石、土木工事（道路建設工事、災害復旧工事等）等に使用されているが、近年、消費量は各業種において減少傾向にあり、その要因として、土木では公共工事の減少、重機の代替等が、砕石ではRＣリサイクル製品の代替等が揚げられる。（155表 爆薬の消費量、156表 許可件数参照）

155表 爆薬の消費量

（単位：トン）

年 度	鉱 山	砕 石	土 木	そ の 他	合 計
昭和57	13	216	186	—	415
58	20	228	67	—	315
59	9	144	30	—	183
60	8	122	29	2	161
61	9	113	22	—	144
62	10	114	34	—	158
63	8	146	135	—	289
平成元	6	157	92	—	255
2	6	184	149	—	339
3	3	172	66	—	241
4	3	191	16	—	210
5	6	150	73	—	229
6	7	149	81	—	237
7	5	144	32	—	181
8	5	160	2	—	167
9	4	141	15	—	160
10	4	134	29	—	167
11	3	129	103	—	235
12	4	119	425	—	548
13	4	96	85	—	185
14	2	84	20	—	106
15	1	72	6	—	79
16	1	58	4	—	63
17	1	56	13	—	70

156表 許可件数

（単位：件）

年 度	譲 渡	譲 受	消 費		合 計
			産業用火薬等	煙 火	
昭和57	123	486	346	75	1,030
58	118	477	328	98	1,021
59	101	424	316	92	933
60	91	358	272	85	806
61	103	339	278	92	812
62	70	296	250	80	696
63	68	253	238	80	639
平成元	74	195	241	90	600
2	86	224	152	100	562
3	73	224	183	113	593
4	43	187	126	99	455
5	61	192	156	98	507
6	44	179	142	97	462
7	52	167	170	101	490
8	47	156	159	101	463
9	51	138	116	97	402
10	44	140	115	96	395
11	50	142	115	99	406
12	50	119	99	※	268
13	20	59	47		126
14	39	89	74		202
15	25	55	40		120
16	29	63	55		147
17	16	57	47		120

（注）※：平成12年度より煙火の消費に係る事務は、市町村（消防本部）に権限移譲している。

(5) 火薬類の保安対策

火薬類保安対策の重点は、公共の安全を確保（火薬類の不正流出の防止と貯蔵、消費中の事故、災害の撲滅）することにおかれている。県としては、火薬類取扱事業所に対する立入検査等を実施するとともに、火薬類取扱者の保安管理技術の向上と保安意識の高揚に努めている（157表 平成17年度立入検査実施結果参照）。

また、事業者の自主保安の中核として「石川県火薬類保安協会」が組織され、各種保安講習会の開催や各事業所への巡回保安指導などを実施しており、県からも各講習会に講師として職員を派遣している。なお、火薬類を取扱う者に対して、昭和50年7月から通商産業省の通達に基づく保安手帳制度（(社)全国火薬類保安協会）が実施され、火薬類取扱保安責任者免状所有者は保安手帳を、その他の者は従事者手帳を所持するとともに、定期的に保安講習を受講しなければならないとなっていたが、この通達の廃止により、経済産業省から各事業所の保安教育の一環として保安講習を受講すれば保安教育を受けたと見なすことにより、火薬類の取扱いができるという新しい解釈が示された。

(6) 免状の交付

火薬類製造保安責任者は製造作業の、火薬類取扱保安責任者は貯蔵及び消費作業の火薬類の取扱い上の保安に関する監督を行うことを職務とするが、これらの保安責任者は「(社)全国火薬類保安協会」が実施する試験に合格し、免状の交付を受ける必要がある。

免状には、甲種、乙種、丙種火薬類製造保安責任者免状及び甲種、乙種火薬類取扱保安責任者免状の5種類があり、県では、丙種火薬類製造保安責任者免状及び甲種、乙種火薬類取扱保安責任者免状を交付しており、それ以外は経済産業大臣が交付している（158表 火薬類保安責任者免状交付状況参照）。

ア 火薬類製造保安責任者（製造数量、製造する種類により区分）

丙種……………1日に300kg未満の信号焰管、信号火せん、煙火を製造する事業所の保安責任者等（主に煙火製造所が対象）

乙種……………上記を含む火薬類を1日に一定量未満（硝安油剤爆薬及び起爆薬を除く火薬及び爆薬の場合は1トン）製造する事業所等の保安責任者等

甲種……………火薬類を製造する事業所の保安責任者等（数量等の制限なし）

イ 火薬類取扱保安責任者（火薬類の取扱数量により区分）

乙種……………1年間に爆薬20トン未満を貯蔵する火薬庫等及び1カ月に25kg以上1トン未満の火薬又は爆薬を消費する消費場所の保安責任者等

甲種……………火薬庫及び消費場所の保安責任者等（数量等の制限なし）

157表 火薬類保安責任者免状交付状況（県知事交付分）

（単位：人）

年度 種類	平成2 年度まで	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計
丙種製造	9					2		2	1	1	2	1	1		3	1	23
甲種取扱	982	24	16	11	30	41	30	23	25	34	33	16	31	29	10	6	1,341
乙種取扱	2,454	9	7	7	13	24	16	11	20	20	12	10	11	3	4	5	2,626
計	3,445	33	23	18	43	67	46	36	46	55	47	27	43	32	17	12	3,978

項目	火薬類の貯蔵・消費及びその保管管理に関する違反の態様										行政処分等											
	消費場所関係										違反のあった者に対する法に基づく処分											
	火工所		発破等の場所																			
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	
帳簿の記載等の義務	火工所の見張人	発破の方法	発破の記録の記帳	残火薬類の返送	その他	報告	取扱保安責任者の職務	保安教育の実施	その他	取扱保安責任者の無選任	警告文書の発令	注意所の受付	その他の処分	改善命令（火薬の貯蔵）	改善命令（火薬庫の構造等）	許可の取り消し（譲渡・譲受）	許可の取り消し（消費）	許可の取り消し等	製造業者、販売業者に対する	緊急措置	その他	
火薬類販売所																						
消費場所	探石																					
	土木																					
消費場所	電源開発																					
	その他計																					
火薬庫	1級																					
	2級																					
	3級																					
	実包																					
	煙火器具その他計																					
火薬庫外貯蔵所	販売業者																					
	消費者小計																					
合計																						

- 注1 規則第24条第2号から第8号・第11号から第15号及び規則第24条の2から第29条に係る当該規定項目
- 注2 規則第24条第9号・第10号及び規則第24条の2から第29条に係る当該規定項目
- 注3 規則第24条第16号及び規則第24条の2から第27条の4に係る当該規定項目（規則第27条の2・第27条の3を除く）

(7) 火薬類の災害事故発生状況 (159 表参照)

産業火薬類や煙火の災害事故は、全国的には減少傾向で、近年はほぼ横ばいであるが、発破場所における飛石に代表される産業火薬類の事故や煙火の製造・消費中の事故が依然として発生している。火薬類に起因する災害事故は、一旦発生すると人的・物的に甚大な被害をもたらすおそれがあるため、なお一層の火薬類の保安確保に努めて行く必要がある。

159 表 火薬類事故発生状況

1 石川県内 () 内の数字については種類不明

種類	年	産業						煙火						がん具						合計					
		昭和38~63	平成元~2	平成3	平成4~15	平成16	平成17	昭和38~63	平成元~2	平成3	平成4~15	平成16	平成17	昭和38~63	平成元~2	平成3	平成4~15	平成16	平成17	昭和38~63	平成元~2	平成3	平成4~15	平成16	平成17
製造中	件数																								
	死者																								
	負傷者																								
消費中	件数	17				1																			
	死者	1																							
	負傷者	14																							
運搬中	件数																								
	死者																								
	負傷者																								
貯蔵中	件数																								
	死者																								
	負傷者																								
がらろう中	件数																								
	死者																								
	負傷者																								
その他事故	件数																								
	死者																								
	負傷者																								
合計	件数	17				1																			
	死者	1																							
	負傷者	14																							

(注) 上表中、「産業火薬」の17件内訳

発破場内誤り	3件
発破不確認(不発と誤認し、早めに戻り事故あったもの)	4件
退避が不確実であったもの	1件
飛石によるもの	10件
計	18件

上表中、「合計」の「その他の事故」の23件内訳

不正で持ち出した火薬類を他人に威嚇するため使用した	5件	件
不正で持ち出した火薬類を自殺で使用したもの	4件	件
不正持ち出し、及び盗難	13件	件
がらん具煙火陳列中に火災となったもの	1件	件
計	23件	件

2 全国

種類	年	産業						煙火						がん具煙火						合計					
		平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
製造中	件数	2	1	4	1	1	2	1		3	1														
	死者							1				9													
	負傷者	80	1	3	1	1	1			6	5			1											
消費中	件数	8	4	5	7	9	5	23	28	20	22	24	20	2	1	2	2	1	4	33	33	27	31	34	29
	死者							1			4														
	負傷者	2		4	7	4	2	106	41	30	22	41	25	1		2	1		4	109	41	36	30	45	31
運搬中	件数	1	1								1														
	死者																								
	負傷者																								
貯蔵中	件数	1										1													
	死者																								
	負傷者																								
がらろう中	件数			1					1						1		1	2	1			1	1	2	1
	死者																								
	負傷者			1					1					1		1	3	3				1	1	3	3
その他事故	件数		1		3	3	1		1	2		1	1									2	3	4	2
	死者																								
	負傷者		1		1	1	1		1	5		1	1									5	1	2	2
合計	件数	12	7	10	11	10	8	25	30	26	23	26	21	3	2	2	3	2	5	38	35	38	37	38	34
	死者							2	1																2
	負傷者	82	2	8	9	8	4	106	43	41	27	41	26		1	2	2	2	7	190	42	51	38	51	37

(8) 武器等製造法による規制（160表参照）

猟銃等（猟銃、捕鯨銃、もり銃、空気銃）の製造（修理、改造含む。）及び販売の業を営もうとする者に対し、その許可を行うもので、製造設備の技術上の基準及び保管設備の要件を遵守させることにより、公共の安全を確保することを目的としている。

なお、猟銃等以外の武器（例えば防衛庁で使用されるもの等）に関する規制は、経済産業大臣の権限とされている。

県としては、猟銃等製造・販売業者に対する立入検査を実施し、銃・実包等の保管状況や販売台帳の確認作業等により、保安の確保に努めている。

160表 猟銃等取扱業者数（平成18年3月31日現在）

種 類	業 者 数
製 造 ・ 販 売	4
製 造 の み	1
販 売 の み	1
計	6

2 高圧ガスの保安

(1) 高圧ガス保安行政の概要

高圧ガスとは、L Pガスや液化酸素のように容器の中で圧力を持った液体となっているものを液化ガス、窒素ガスや水素ガスのように気体の状態のまま圧力を持っているものを圧縮ガスといい2区分に分類される。高圧ガスの利用は、ボイラーや自動車燃料としての液化石油ガス、病院の酸素ガス、空気呼吸器の圧縮空気、溶接用のアセチレンガス等産業活動の幅広い分野にわたっている。また、家庭生活においても調理や冷暖房などで液化石油ガスが利用されている。一方、高圧ガスはその圧力がもたらす破裂事故、またガスの固有の性質により爆発、中毒などの危険性を有しているため、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保する必要がある。

このため、「高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）」によって、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、輸入、消費及び廃棄並びに容器の製造及び取扱いなどを規制している。このうち一般消費者に対するL Pガスの販売、ガス器具の製造などについては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」（略称「液化石油ガス法」）により、また、都市ガス事業や簡易ガス事業は、「ガス事業法（昭和29年法律第51号）」により、それぞれ事業に区分して規制されている。

（参考）高圧ガスとは

- ・常用の温度又は35℃において、圧力が1 MP a 以上である圧縮ガス
- ・常用の温度又は35℃において、圧力が0.2MP a 以上である液化ガス
- ・常用の温度又は15℃において、圧力が0.2MP a 以上である圧縮アセチレンガス

(2) 高圧ガス保安法関係

ア 法令の改正

平成9年4月、「高圧ガス取締法」から「高圧ガス保安法」に改められた。この改正では、民間事業者による自主的な活動「自主保安」を促進することによって保安の確保を図るという点が新たに規定された。また、平成10年3月31日「規制緩和3カ年計画」が閣議決定され、平成10年度から、規制緩和も行われている。

さらに平成11年には、地方分権推進に関する自治事務化、基準認証制度の見直しによる第三者検査機関制度の拡充、平成13年には、技術基準の性能規定化と改正が進められている。

県では、各種保安講習会、立入検査等を通じ、高圧ガス関係事業者等に対し最新法令の説明を行い、法改正の趣旨である自主保安意識の高揚が図られるよう保安指導に努めている。

（参考）高圧ガス関係法令の主要改正事項（平成9年4月1日施行）

(1) 名称及び目的の変更

自主保安の促進を明確にするため、法律の名称を「高圧ガス取締法」から「高圧ガス保安法」に変更した。また、目的についても「民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進」する旨を新たに規定した。

(2) 民間検査能力の活用

完成検査、保安検査等の各種検査については、原則として公的機関（経済産業大臣、都道府県知事、高圧ガス保安協会又は公益法人）が実施することとなっていたが、事業者の保安体制に応じて自主検査又は民間検査会社の検査を認めることとした。

(3) 製造、販売、貯蔵所に係る規制の見直し

販売事業については許可制を届出制に移行し、貯蔵所は販売とは区分して取扱うこととなった。また、製造事業及び貯蔵所では、許可が必要な処理量・貯蔵量の緩和、保安係員等の再講習期間の延長等の規制緩和措置が講じられた。

(4) 国際化への対応

国際単位への統一（例：圧力では「キログラム毎平方センチメートル」から「パスカル」へ）

(5) その他

容器製造業者、冷凍機器製造事業、原料ガス製造事業等の届出制の廃止

イ 高圧ガス保安法による規制の概要

(ア) 高圧ガスの製造の許可、届出

高圧ガス製造者は、1日の処理能力が 100m^3 *（20トン**）以上の第一種製造者と、 100m^3 未満（3トン以上20トン未満**）の第二種製造者に分けられる。

第一種製造者は、事業所毎に県知事の製造の許可が必要であり、第二種製造者は事業所毎にあらかじめ製造の届出を行う必要がある。

また、第一種製造者は、製造施設の位置、構造、設備、製造するガスの種類、製造の方法を変更する場合には、原則として県知事の変更許可が必要である。

(注) *は、不活性ガス（窒素、アルゴン等）以外の場合。不活性ガス、空気の場合は、 300m^3

**は、冷凍設備の冷凍能力を示す。不活性のフルオロカーボン冷媒ガスとする場合、第一種製造者は50トン以上、第二種製造者は20トン以上50トン未満となる。

(参考) 高圧ガスの製造とは、

- ・高圧ガスでない気体を高圧ガスである気体にする（圧縮機等を用いる。）。
- ・高圧ガスである気体の圧力を更に上昇させること。
- ・高圧ガスである気体の圧力をより低い圧力であるが高圧ガスである圧力に降下させること。
- ・気体を高圧ガスである液体にする（凝縮器で液化させること等）。
- ・液体を高圧ガスである気体にする（気化器で気化させる等）。
- ・高圧ガスを容器に充てんすること。

(イ) 高圧ガスの販売の届出

高圧ガスの販売事業を行おうとする者は、事業所毎に県知事等に届出を行う必要がある。

(ロ) 高圧ガスの輸入の規制

高圧ガスを輸入した者は、容器及び高圧ガスについて県知事等の検査を受ける必要がある。

(ハ) 高圧ガスの貯蔵の許可、届出

高圧ガス貯蔵所は、貯蔵量が $3,000\text{m}^3$ *以上の第一種貯蔵所と、 300m^3 以上 $3,000\text{m}^3$ *未満の第二種貯蔵所に分けられる。

第一種貯蔵所は、事業所毎に県知事の貯蔵の許可が必要であり、第二種貯蔵所は事業所毎にあらかじめ貯蔵の届出を行う必要がある。

また、第一種貯蔵所は、貯蔵施設の位置、構造、設備の変更又は貯蔵するガスの種類、貯蔵の方法を変更する場合には、原則として県知事の変更許可が必要である。

(注) *は、不活性ガスの場合。不活性ガス以外の場合は、第一種貯蔵所が $1,000\text{m}^3$ （10トン）、第二種貯蔵所は 300m^3 以上 $1,000\text{m}^3$ 未満（3トン以上10トン未満）。（ ）内は、液化ガス。

(ニ) 高圧ガスの移動の規制

高圧ガスの移動については、届出の必要はないが、移動の手段、高圧ガスの種類及び量を問わず、規制を受ける。

(ホ) 高圧ガスの消費の届出

消費とは、高圧ガスを燃焼などの目的のため、高圧ガスを高圧ガスでない状態に移行させ、その生じたガスを使用することである。

特定高圧ガス消費者は、貯蔵設備、消費設備についてあらかじめ県知事に届出を行う必要がある。これ以外の者であって可燃性ガス、毒性ガス、酸素又は空気を消費する場合は、届出の必要はないが、規制を受ける。

(参考) 特定高圧ガス消費者とは、

- ・圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシン等の消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要する高

圧ガスを消費する者

- ・液化酸素、液化石油ガス等の高圧ガスであって、政令で定める数量以上貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するため特別の注意を要する高圧ガスを消費する者

(キ) 高圧ガスの廃棄の規制

容器又は設備内にある高圧ガスを大気に拡散させる等により廃棄することであり、届出の必要はないが、可燃性ガス、毒性ガス、酸素については廃棄の方法について規制を受ける。

(ク) 高圧ガスの容器の規制

容器の製造、輸入、所有及び再検査に対して規制を受ける。なお、容器検査、容器再検査を行う者は県知事の登録を受ける必要がある。

ウ 現 状

高圧ガス保安法に基づく、製造事業所、貯蔵所、販売所等の設置状況は、161表 高圧ガス事業所数のとおりである。なお、平成17年度における許可申請等の状況は162表のとおりである。

(ア) 一般高圧ガス

本県で消費される一般高圧ガスは、天然ガス、酸素、アセチレン、炭酸ガス、水素、窒素、アルゴン等が各種事業所、病院、大学等において幅広い用途に用いられており、ガスの性質も、可燃性、毒性、不活性と多岐にわたる。

(イ) 液化石油ガス

液化石油ガスについては、容器への充てん施設31事業所、LPガススタンド30事業所である。

(ウ) 冷凍ガス

冷凍用の冷媒としては、毒性・可燃性ガスであるアンモニアから、管理しやすい不活性ガスであるR12等のフルオロカーボン（フロンガス）への転換が図られてきた。しかし、成層圏のオゾン層破壊に影響を及ぼすフルオロカーボンの製造・輸入等が禁止となり、R22、R134a等の代替フルオロカーボンに切り替えられている。しかし、フルオロカーボンは、地球温暖化の原因物質であることから、アンモニアが再び冷媒として見直される動きもあるが本県への導入事例はない。

161表 平成17年度許可申請等状況

	第1種製造者				第2種製造者	第1種貯蔵所		第2種貯蔵所	特定高圧ガス消費者
	一般	LP	コンビ	冷凍		一般	LP		
新規許可又は新規届	3	1	0	0	28	2	1	10	3
変更許可又は変更届	9	18	1	1	4	0	4	3	9
軽微変更届	32				—	3		—	—
廃止届	7				2	0		2	2

	容器検査	容器再検査	充てんガスの変更	特別充てん	容器検査所の登録	容器検査所の登録更新	容器検査所の廃止	輸入検査
申請件数	0	0	0	2	3	2	0	0

162表 高圧ガス事業所数（平成18年3月31日現在）

区分 郡市名	第1種製造者						第2種製造者					第1種貯蔵所				第2種貯蔵所			特定高圧ガス 消費者				容器 検査所	
	一般・液石・コンビ					冷 凍	一般・液石				冷 凍	貯蔵所数			貯蔵所数			事業所数	一 般	L P	一 般 L P			
	事業所数	一般のみ	L Pのみ	一般LP	コンビ		事業所数	一般のみ	L Pのみ	一般LP		貯蔵所数	一般のみ	L Pのみ	一般LP	貯蔵所数	一般のみ					L Pのみ		一般LP
加賀市	7	1	4	2	0	12	18	17	1	0	89	4	0	4	0	5	4	1	0	4	0	4	0	0
小松市	22	13	6	3	0	7	27	27	0	0	96	8	2	4	2	5	4	1	0	12	5	5	2	3
能美市	12	9	3	0	0	1	15	15	0	0	36	3	2	1	0	6	2	3	1	13	6	7	0	1
川北町	3	1	2	0	0	1	1	1	0	0	3	0	0	0	0	3	2	1	0	1	0	0	1	0
白山市	16	7	7	2	0	9	19	19	0	0	55	7	0	7	0	10	8	2	0	15	3	12	0	0
野々市町	2	0	2	0	0	6	6	6	0	0	20	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	33	8	25	0	0	30	45	44	1	0	267	6	4	2	0	29	28	0	1	12	7	5	0	8
津幡町	1	0	1	0	0	1	4	4	0	0	11	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
内灘町	0	0	0	0	0	2	8	8	0	0	12	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0
かほく市	2	1	1	0	0	0	5	5	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽咋市	2	0	1	1	0	0	2	2	0	0	9	2	1	1	0	1	1	0	0	2	0	1	1	0
志賀町	4	4	0	0	0	2	4	4	0	0	27	2	2	0	0	5	1	1	3	2	2	0	0	0
宝達志水町	1	0	1	0	0	1	2	2	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七尾市	6	0	4	1	1	7	12	12	0	0	62	3	2	1	0	5	4	1	0	3	1	2	0	0
中能登町	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	8	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0
輪島市	3	2	1	0	0	2	4	4	0	0	13	3	2	1	0	1	1	0	0	3	2	1	0	0
穴水町	1	0	1	0	0	1	3	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
珠洲市	2	0	2	0	0	0	3	3	0	0	15	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
能登町	2	1	1	0	0	1	2	2	0	0	18	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1
計	119	47	62	9	1	83	181	179	2	0	778	43	17	24	2	75	60	10	5	71	28	39	4	13

区分 郡市名	高圧ガス販売所			液化石油 ガス販売	保安機関	設備工事 事業者	充てん設備	
	一般ガス	L Pガス	冷 凍				従来型	新 型
加賀市	6	41	1	30	29	48		
小松市	11	48	5	41	42	92	3	3
能美市	3	15		14	14	32		
川北町	3	3		2	1	4		2
白山市	5	37	3	33	32	70	4	2
野々市町	5	12		10	10	19		
金沢市	111	101	70	83	87	267	10	12
内灘町		2		1	1	14		
津幡町		11	1	10	11	27		1
かほく市	1	12	1	10	11	25		
羽咋市	1	17	1	17	19	19		
宝達志水町		4		3	2	8		
志賀町		20		14	17	25		
七尾市	5	23	4	25	26	52	10	
中能登町		7		8	8	19		
輪島市	1	22		23	23	24		
穴水町		6		5	6	5		
珠洲市	2	15		13	15	22		
能登町	1	25		25	24	32		
計	155	421	86	367	378	804	27	20

(3) 液化石油ガス法関係

ア 法令の改正

液化石油ガス関係法令については、事故発生件数が、昭和50年代のピーク時から10分の1にまで減少していることなどを踏まえ、規制緩和が推進され、平成9年4月、法令が大幅に改正された。その主な内容は、保安機関制度の創設、販売事業者の登録制への移行、貯蔵施設等の規制の見直しなどである。

平成12年4月には、従来の機関委任事務から自治事務への移行に伴い各種手数料を条例化するとともに、液化石油ガス器具等の販売事業者への立入検査の実施主体が県となる等、法令が整備された。さらに、平成14年10月には、修理の際に、計画・責任者を定めることが義務化され、白管等の埋設管について点検・調査の期間が短縮された。また、設備等に係る技術上の基準の性能規定化が進んだ。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）

(1) 販売事業の見直し、保安機関制度の創設

販売事業者は消費者に対し保安業務の実施が義務づけられていたため、販売事業が許可制になっていたが、保安業務に係る委託の進展の現状を踏まえ、実際に保安業務を行う者を規制の対象とする保安機関制度を導入し、販売事業を登録制に移行した。

(2) 保安体制の高度化に対応した規制体系の整備

集中監視システム等の高度な保安体制を構築した事業者に対しては、業務主任者の選任、消費整備の調査の周期等についてのメリットを供与することとした。

(3) バルク供給に関する規制の整備

販売事業に係る流通の効率化の一つの大きな柱であるバルク供給（消費先にバルク貯槽等を設置し、バルクローリーで充てんするシステム）について、法適用の整理、技術基準の整備等を行った。

(4) 消費者への情報開示の充実

契約時に消費者に交付する書面について、取引及び保安に関する情報の充実を図ることとした。

(5) その他

指定製造事業制度の廃止、事業者切り替えに係る1週間ルールを導入等

イ 液化石油ガス法による規制の概要（174表 液化石油ガス法体系図参照）

(ア) 液化石油ガス（LPガス）販売事業

生活用としてLPガスを使う一般消費者等にLPガスを販売する事業を行う者は、県知事又は経済産業大臣（複数の都道府県区域内に販売所を設置する場合）に登録が必要である。また、販売事業者は、原則として貯蔵施設（容器置場）を保有する義務があり、貯蔵施設は技術上の基準に適合する義務がある。

その他の義務としては、規格に適合しないLPガスの販売の禁止、一般消費者等への注意書面の交付、従業員への保安教育、業務主任者及び同代理者の選任及び届出などがある。

(イ) 保安業務

保安業務とは、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知、緊急時対応、緊急時連絡の7区分から成り、販売事業者は、一般消費者等に対し保安業務を行う義務がある。

保安業務を行う者は保安機関として認定を受ける必要があり、保安機関は保安業務規程を定め、認可を受ける義務がある。保安機関の認定の有効期間は5年であり、認定の更新が必要となる。また、一般消費者等の上限の数を増加する時は、認可を受ける義務がある。

(ロ) 液化石油ガス販売事業者の認定

販売事業者は集中監視システムの導入等、高度かつより確実な保安確保手法を講じている場合で、一定の基準（集中監視システムに接続する一般消費者数が70%以上である等）に適合する場合は、認定販売事業者の認定を受けることができる。認定により、業務主任者の選任、保

安業務の方法、供給設備点検などにおいて特例措置を受けることができる。

認定販売事業者は、一般消費者数及び認定対象消費者数について報告する義務がある。

(エ) 貯蔵施設及び充てんのための設備

販売事業者は、3トン以上のLPガスを貯蔵する貯蔵施設を設置する時、又は特定供給設備を設置して供給しようとする時は、県知事の許可を受ける必要がある。施設の変更の時も原則として許可が必要であり、いずれの場合も完成検査を受ける義務がある。

供給設備にLPガスを充てんする時は、充てん設備の許可が必要であり、LPガスの充てん作業等の基準を守る義務がある。また、充てん設備については年1回保安検査を受ける義務がある。

(参考) 特定供給設備とは

容器又はバルク容器で3トン以上、貯槽又はバルク貯槽で1トン以上貯蔵する貯蔵設備で、気化装置及び調整器からなる供給設備をいう。

(オ) 液化石油ガス設備工事

学校、病院、百貨店その他の不特定多数の者が出入りする施設及びアパート、マンション等多数の者が居住する建築物について、500キログラムを超える量のLPガスを貯蔵して供給する供給設備の設置工事をした時は、液化石油ガス設備工事の届出の義務がある。

設備工事の内、特別の知識及び技能等が必要な作業については、液化石油ガス設備士が従事する義務がある。

設備工事の事業を行う者は、特定液化石油ガス設備工事事業の届出の義務がある。その他、施工後の設備と事業者の代表者名、名称等の表示の義務がある。

(カ) 帳簿の記載等

販売事業者、保安機関、充てん事業者等は、帳簿の記載、保存及び報告の義務がある。

ウ 現 状

液化石油ガスは、昭和30年頃から一般家庭用燃料として使用されはじめたが、大幅な普及をとげ、現在、県内世帯数の85%に当たる約35万世帯で利用され、県内で、家庭業務用として1年間に消費される量は、約11万5千トンに達している。

一般家庭等にガスを供給している販売所数は、年々減少傾向にあり、LPガス販売業界の合理化が徐々に進行しているものと考えられている。

163表 LPガス販売所数（県所管のもの）

区分 \ 年度	平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
年度末数（事業所数）	411	409	406	386	384	379	380	372	370	367
H8年を100とした指数	100.0	99.5	98.8	93.9	93.4	92.2	92.5	90.5	90.0	89.3

(4) 高圧ガスの保安対策

県では、第一種製造者となる高圧ガス製造施設に対し、定期的に、保安・立入検査を実施し、製造施設の状態、保安教育等の実施状況、保安設備等について検査を行っている。平成17年度は、71事業所に保安・立入検査を実施し、12事業所に改善指示を行った。主な改善指示事項は、「保安設備の作動状況不備」「各種点検簿・設備台帳の記載不備」であった。また、これ以外にも高圧ガス貯蔵所・特定高圧ガス消費者等延べ198事業所に対し立入検査を実施し、保安管理の徹底について指導をしている。

また、冷凍設備関係については、石川県冷凍設備保安協会に、事業所への立入検査を委託し、事

業者の自主保安活動の促進に向け支援を行っている。

高圧ガス移動防災対策については、事業者によって組織されている石川県高圧ガス地域防災協議会が保安活動の中核となって事故発生時に応援活動を実施する防災事業所の整備、防災関係機関と連携した防災訓練の実施、保安講習会の開催等により、防災技術の向上に努めている。また、県では、県警察本部と連携して高圧ガス輸送車両に対する路上取締を実施している。平成15年度は車両3台に対し取締を行ったが、違反は確認できなかった。

一方、一般消費者等向けのLPガスは、各戸が各々に契約したLPガス販売所がその供給設備の保全に責任を持つこととなっている。一般消費者等向けLPガスの事故件数は、安全機器の普及により大幅に減少しているが、CO中毒事故対策、埋設管対策が保安面での重要課題となっており、県では、販売所への立入検査、講習会での周知、消防、警察機関とも十分にタイアップした保安指導等により、取組の推進に当たっている。また、一般消費者等の保安知識の向上を図るため、将来消費者となる中学校1年生を対象にパンフレットの作成、ラジオ広報等を行い、保安教育啓発にも力を注いでいる。

この他、社団法人石川県エルピーガス協会は、販売所への巡回指導、販売所を対象とした講習会の開催、一般消費者等への普及啓発を実施している。

(5) 免状の交付

高圧ガスの製造に係る保安業務、高圧ガス販売業務及び液化石油ガス設備工事に係る業務を行う者は、それぞれの業務に応じた試験に合格又は講習を修了し、免状の交付を受けた者（164表 高圧ガス製造保安責任者等免状交付状況）の中から選任される。

ア 第一種製造者（窒素等の移動式製造設備、気化器等による製造等は除く。）

事業所の規模や形態に応じて保安統括者、保安主任者、保安係員等（165表 保安統括者等の職務、区分、資格）を選任し、保安に関する職務を行わせる義務がある。

また、冷凍設備については、冷凍保安責任者（166表 冷凍保安責任者等の職務、区分、資格）を選任し、保安に関する業務を行わせる義務がある。

イ 販売業者

高圧ガスの販売所は、販売所ごとに販売主任者免状又は製造保安責任者免状の交付を受けている者の中から、高圧ガス販売主任者を選任（167表 販売主任者の選任区分、資格）し、保安に関する職務を行わせる義務がある。

ウ 業務主任者

一般消費者等へのLPガス販売所は、販売所ごとに消費者の数に応じた業務主任者を第二種販売主任者免状の交付を受けている者の中から選任し、保安に関する職務を行わせる義務がある。

エ 液化石油ガス設備工事業者

液化石油ガス設備士でなければ、一般消費者等の液化石油ガス設備工事の作業に従事してはならない。

オ 講習義務

保安企画推進及び保安主任者、保安係員、液化石油ガス設備士、業務主任者は、保安技術及び保安対策、法令の動向、事故の情報などに関する講習を定期的に受講する義務がある。

164表 高圧ガス製造保安責任者等免状交付状況

(単位：人)

年度 種別	区 分	平成 5年度 まで	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合 計
製 造 保 安 責 任 者	乙種化学	60	3	5	4	1	6	6	4	3	2	2	7	6	109
	丙種化学(液石)	1,083	43	32	55	27	43	29	13	39	43	33	22	58	1,520
	丙種化学(特別)	156	8	7	14	6	13	8	13	17	11	9	17	17	296
	乙種機械	101	6	6	5	14	18	4	14	9	10	9	6	13	215
	第二種冷凍機械	88	3	5	6	17	9	13	6	9	23	18	14	15	226
	第三種冷凍機械	1,289	35	21	25	71	45	67	43	24	4	58	29	38	1,749
	小 計	2,777	98	76	109	136	134	127	93	101	93	129	95	147	4,115
販 売 主 任 者	第一種	169	5	5	5	21	6	8	10	14	12	29	16	13	313
	第二種	4,026	80	79	95	63	91	84	24	77	45	49	50	63	4,826
	小 計	4,091	85	84	100	84	97	92	34	91	57	78	66	76	5,035
液化石油ガス設備士		2,750	80	88	90	72	102	124	66	64	74	76	64	61	3,711
計		9,722	263	248	299	292	333	343	193	256	224	283	225	284	12,965

165表 保安統括者等の職務、区分、資格

職務及び名称	必要免状	製 造 保 安 責 任 者				
		甲種 機械	甲種 化学	乙種 機械	乙種 化学	丙種 化学
保安統括者	高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。	—	—	—	—	—
保安技術管理者	大規模な製造所等で、保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。	○	○	○*	○*	○ ***
保安企画推進員	大規模な製造所等で、危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高圧ガス製造に係る保安に関する業務で、保安統括者を補佐する。	—	—	—	—	—
保安主任者	大規模な製造所等で、保安技術管理者を補佐して、保安係員を指揮する。	○	○	○	○**	×
保安係員	製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。	○	○	○	○**	○**
免状の交付を行う者		大臣	大臣	知事	知事	知事

(注) *は、処理能力100万m³未満の事業所に限る。

**は、免状に記載してあるガス種及び不活性ガスに限る。

***は、丙種化学(液石)の場合で、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則に係る製造所に限る。

保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員は選任に当たり、実務経験が必要である。

大臣は経済産業大臣、知事は石川県知事を示す(166表、167表とも同じ)。

166表 冷凍保安責任者の職務、区分、資格（冷凍則）

製造施設の区分、職務		必要免状	冷凍機械責任者		
			第一種	第二種	第三種
1日の冷凍能力が300トン以上の製造所	高压ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する。		○	×	×
1日の冷凍能力が100トン以上300トン未満の製造所			○	○	×
1日の冷凍能力が100トン未満の製造所*			○	○	○
免状の交付を行う者			大臣	知事	知事

(注) *は、冷媒ガスがフルオロカーボンで、冷凍機がユニット型の場合は、選任の必要がない。

167表 販売主任者の選任区分、資格

区分	必要免状	販売主任者		製造保安責任者				
		第一種	第二種	甲種機械	甲種化学	乙種機械	乙種化学	丙種化学
液化石油ガスの販売所		×	○	○	○	○	○	○*
液化石油ガス以外の販売所		○	×	○	○	○	○	×
免状の交付を行う者		知事	知事	大臣	大臣	知事	知事	知事

(注) *は、丙種化学（液石）のみ。

(6) 高压ガス災害事故発生状況

本県における高压ガスの事故は、168表のとおり毎年数件で推移しており、死者が生じた事故は発生していない。

平成17年は、4月に金沢市内でアセチレンガス・酸素の消費中に火災が発生し、軽傷者が1人発生したほか、消費中の火災事故が1件、漏洩事故が1件、容器の盗難が1件の計4件の事故が発生した。

また、高压ガスの輸送中の事故については、平成12年10月北陸自動車道で発生した液化クロルメチル輸送車両による転落事故、更に平成13年1月には危険物であるトリクロロシラン輸送車両からの漏洩事故や500kg L P ガス容器の転落による噴出漏洩事故と相次いで発生していたことから、県では、平成14年2月関係機関が連携して対策が実施できるよう県内を通過する危険物の実態、物質ごとの基本的な対応方法を取りまとめた「危険物等運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」を作成しており、関係機関と習熟を図っているところである。

168表 高压ガス、L P ガス災害発生件数

(単位：件、人)

区分		年	平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
高压ガス	件数		1	3	3	3	1	2	2	5	8	4
	死者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重傷者		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	軽傷者		1	1	1	3	2	0	0	0	0	1
L P ガス	件数		4	1	3	0	1	2	0	3	4	0
	死者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重傷者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	軽傷者		4	0	1	0	0	1	0	3	0	0

一方L P ガスを消費する一般消費者等における平成17年のL P ガス事故は、0件であった。

国では、L P ガス事故によるB級事故（死亡者0）を目指して、「保安高度化プログラム」を推進している。県もこのプログラムに準じて、L P ガス設備士の技能の向上、埋設管の点検・調査、C O 中毒対策等に取り組んでいる。

3 電気工事の保安

(1) 電気工事士

ア 電気工事士の保安行政の概要

電気工事の欠陥による災害の発生を防止することを目的に、電気工事に従事する者の資格及び義務を規定した「電気工事士法（昭和35年法律第139号）」が定められており、県では主に電気工事士免状の交付事務を行っている。

イ 電気工事士法の概要

電気工事士法では、電気工事士でなければ一般用電気工作物（主に一般住宅や小規模な店舗、事務所などの電気工作物）及び自家用電気工作物（一般用電気工作物及び電気事業者用電気工作物以外の電気工作物）に係る電気工事の作業に従事してはならないこととされており、また、電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める技術基準に適合するように作業しなければならないとされている。

なお、昭和62年の法改正により、電気工事士免状が第一種と第二種に区分され、それまでの電気工事士免状は第二種電気工事士免状となった。このうち第一種電気工事士については、定期講習の受講義務（5年ごと）がある。

それぞれの資格のできる工事の種類は次のとおりである。

第一種電気工事士……一般用電気工作物及び自家用電気工作物

第二種電気工事士……一般用電気工作物

169表 電気工事士免状交付状況

(単位：人)

区分	年度	平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計
	まで											
第一種電気工事士		5,505	50	71	61	75	59	81	83	117	111	6,213
返納者*		37	1	14	24	36	14	4	31	50	13	224
第二種電気工事士		15,472	601	394	290	471	431	396	417	433	353	19,258

※ 第一種電気工事士の下欄は、平成6年度から開始した自主返納制度による返納数である。

(2) 電気工事業

ア 電気工事業の保安行政の概要

一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保を図ることを目的に、電気工事業者の登録等及び業務の規制を行うため「電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）」（略称「電気工事業法」）が定められている。

イ 電気工事業法の概要

電気工事業法では、電気工事業を営もうとする者は、県に登録・届出等の手続きを行わなければならないこと、電気工事士でない者に電気工事をさせてはならないこと、電気工事業者でない者に電気工事を請け負わせてはならないこと及び一定の電気用品以外は使用してはならないことなどが定められている。

電気工事業者の登録・届出等には次の種類がある。

- (ア) 登録電気工事業者……………下記以外の業者（県の登録を受ける必要あり）
- (イ) みなし登録電気工事業者……建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けて一般用電気工作物を含む工事を行う業者（県に届出書及び建設業法許可の写しの提出が必要）
- (ウ) 通知電気工事業者……………建設業法の許可を受けずに自家用電気工作物のみの工事を行う業者（県に通知書の提出が必要）
- (エ) みなし通知電気工事業者……建設業法の許可を受けて自家用電気工作物のみの工事を行う業者（県に通知書の提出が必要）

なお、登録（みなし登録も含む。）電気工事業者の登録は有効期間が5年間となっているため、期間満了後も引き続き電気工事業を営もうとする者は、遅滞なく更新の登録を受けなければならない。

170表 電気工事業者数

（単位：件）

区分 \ 年度	平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
登録電気工事業者	531	510	512	521	581	587	600	523	529	541	541
みなし登録電気工事業者	379	392	392	398	429	431	422	442	421	426	423
通知電気工事業者	9	9	6	9	9	9	9	7	7	7	7
みなし通知電気工事業者	2	2	2	2	2	1	1	3	3	3	3
計	921	913	912	930	1,021	1,028	1,032	975	960	977	974

ウ 電気工事及び電気製品の保安対策

電気工事の保安対策の重点は、電気工事の欠陥による災害発生の防止であり、そのため、電気工事業法及び電気工事士法等の関係法令遵守の徹底を図るため、石川県電気工事工業組合へ保安技術講習会の開催及び電気工事業者保安調査を業務委託し、保安教育及び立入検査の補完としている。

なお、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく粗悪な電気用品の販売規制のための電気用品販売業者への立入検査については、平成9年4月から市町村（消防本部）に事務委任している。

第6 平成16～17年中に発生した 主な災害・事故について

1 平成16年新潟・福島豪雨及び福井豪雨について

(1) 平成16年新潟・福島豪雨について

① 概要

平成16年7月12日夜から13日にかけて、日本海側から東北南部にのびる梅雨前線の活動が活発となった。13日朝から昼頃にかけて、新潟県中越地方や福島県会津地方で非常に激しい雨が降り、日降水量は栃尾（新潟県栃尾市）で421mm、宮寄上（新潟県加茂市）で316mm、只見（福島県只見町）で325mmを観測するなど、記録的な大雨となった。

この集中豪雨により、新潟県三条市、見附市、中之島町を流れる五十嵐川や刈谷田川では、相次いで堤防が決壊し、多数の浸水害が発生した。

② 被害状況（平成17年版消防白書より）

人的被害：死者16名、負傷者83名

住家被害：全壊71棟、半壊5,657棟、一部損壊82棟

床上浸水1,916棟、床下浸水6,261棟

など

③ 石川県における対応等

ア 緊急消防援助隊の派遣について

新潟県知事から消防庁に緊急消防援助隊の応援要請があったため、消防庁長官から石川県知事に対し、消防組織法第24条の3第1項に基づき、平成16年7月13日、石川県の緊急消防援助隊を新潟県へ出動するよう要請があった。

7月14日出動状況（7隊、34名）

- ・ 指揮支援部隊：1隊（金沢市消防本部）
- ・ 救助部隊：4隊（金沢市、小松市、津幡町、松任石川広域消防本部）
- ・ 後方支援部隊：1隊（金沢市消防本部）
- ・ 航空部隊：1隊（石川県消防防災航空隊）

(2) 平成16年福井豪雨について

④ 概要

平成16年7月17日夜から18日にかけて、活発な梅雨前線が北陸地方をゆっくりと南下したのに伴い、福井県や岐阜県で大雨となった。特に、18日朝から昼前にかけて福井県で非常に激しい雨が降り、美山（福井県美山町）では1時間に96mmの猛烈な雨が降り、期間降水量は7月の月降水量の平年値（236.7mm）を上回る285mmとなった。また、福井市では18日の日降水量197.5mmを観測した。

この集中豪雨により、福井市や美山町を流れる足羽川、清滝川の各地で堤防が決壊し、多数の浸水害が発生した。

⑤ 被害状況（平成17年版消防白書より）

人的被害：死者4名、行方不明者1名、負傷者19名

住家被害：全壊57棟、半壊142棟、一部損壊212棟

床上浸水3,323棟、床下浸水10,334棟

など

⑥ 石川県における対応等

ア 緊急消防援助隊の派遣について

福井県知事から消防庁に緊急消防援助隊の応援要請があったため、消防庁長官から石

川県知事に対し、消防組織法第24条の3第1項に基づき、平成16年7月18日、石川県の緊急消防援助隊を福井県へ出動するよう要請があった。

(イ) 7月18日出動状況（14隊、69名）

- ・ 指揮支援部隊：1隊（金沢市消防本部）
- ・ 消火部隊：1隊（金沢市消防本部）
- ・ 救助部隊：9隊（金沢市、小松市、加賀市、かほく市、津幡町、内灘町、能美郡広域事務組合、七尾鹿島広域圏事務組合、松任石川広域消防本部）
- ・ 救急部隊：1隊（金沢市消防本部）
- ・ 後方支援部隊：1隊（金沢市消防本部）
- ・ 航空部隊：1隊（石川県消防防災航空隊）

(ウ) 7月19日出動状況（7隊、34名）

- ・ 指揮支援部隊：1隊（金沢市消防本部）
- ・ 救助部隊：4隊（金沢市、小松市、津幡町、松任石川広域消防本部）
- ・ 後方支援部隊：1隊（金沢市消防本部）
- ・ 航空部隊：1隊（石川県消防防災航空隊）

2 平成16年新潟県中越地震について

(1) 概要

平成16年10月23日17時56分頃、新潟県中越地方の深さ13kmで、マグニチュード6.8の地震が発生し、新潟県の川口町で震度7、小千谷市、山古志村、小国町で震度6強、長岡市、十日町市、栃尾市、越路町、三島町、堀之内町、広神村、守門村、入広瀬村、川西町、中里村、刈羽村で震度6弱を観測したほか、東北地方から近畿地方にかけて震度1から5強を観測した。

また、同日18時11分頃にマグニチュード6.0の地震が発生し、新潟県小千谷市で震度6強を、18時34分頃にマグニチュード6.5の地震（最大余震）が発生し、新潟県の十日町市、川口町、小国町で震度6強を観測し、本震発生直後1時間以内に震度6強の余震が2回発生するなど活発な余震活動があった。

(2) 被害状況（平成17年版消防白書より）

人的被害：死者51名、負傷者4,805名

住家被害：全壊3,185棟、半壊13,715棟、一部損壊104,566棟

建物火災：9棟

など

(3) 石川県における対応等

① 緊急消防援助隊の派遣について

新潟県知事から消防庁に緊急消防援助隊の応援要請があったため、消防庁長官から石川県知事に対し、消防組織法第24条の3第1項に基づき、平成16年10月24日、石川県の緊急消防援助隊を新潟県へ出動するよう要請があった。

10月24～25日（航空部隊は25～27日）出動状況（20隊、84名）

- ・ 指揮支援部隊：2隊（金沢市、松任石川広域消防本部）
- ・ 消火部隊：7隊（金沢市、かほく市、山中町、内灘町、能美郡広域事務組合、七尾鹿島広域圏事務組合、奥能登広域圏事務組合消防本部）
- ・ 救助部隊：4隊（金沢市、小松市、津幡町、松任石川広域消防本部）
- ・ 救急部隊：4隊（加賀市、羽咋郡市広域圏事務組合、松任石川広域、奥能登広域圏事務組合消防本部）
- ・ 後方支援部隊：2隊（金沢市消防本部）
- ・ 航空部隊：1隊（石川県消防防災航空隊）

② 人的及び物資の支援について

石川県及び県内市町村から、人的な支援及び物資の支援を実施した。

ア 人的な支援

石川県及び県内市町村から、平成16年10月24日～平成17年3月31日にかけて、延べ300名（県職員117名、市町村職員183名）が新潟県における応急対策及び災害復旧などのために派遣された。

イ 物資の支援

石川県及び県内市町村から、平成16年10月25日～11月8日にかけて、アルファ米（26,500食）や乾パン（8,340食）などの食糧及び飲料水、毛布（2,124枚）や使い捨てカイロ（28,236個）などの日用品などの救援物資を提供した。

3 平成17年6月から7月の梅雨前線豪雨について

(1) 平成17年6月28日

① 概要

日本海から北陸、東北地方に伸びた梅雨前線の活動が活発になり、北陸地方を中心に日降水量が200mmを超えた。日降水量は川谷（新潟県上越市）で330mm、大湯（新潟県魚沼市）で290mmを観測した。新潟県を中心に堤防決壊、土砂災害、道路損壊、住家浸水、電力障害（停電）などが発生した。

② 被害状況（平成18年版消防白書より）

人的被害：死者1名、負傷者7名

住家被害：一部損壊4棟、床上浸水178棟、床下浸水562棟 など

(2) 平成17年7月1日～7月6日

① 概要

活動が活発な梅雨前線が1日から6日にかけて東北地方から九州地方へゆっくり南下した。

1～3日には中国・四国地方を中心に大雨になり、日降水量は3日に柳井（山口県柳井市）で347mm、安下庄（山口県周防大島町）で332mm、獅子越峠（愛媛県内子町）で244mmを観測した。4日には長野県～九州地方で、5～6日には九州地方を中心に激しい雨が降った。1時間降水量は6日に熊本県芦北町で99.5mm、鹿児島県さつま町で78mmを観測した。

このため島根県、広島県、山口県、香川県、愛媛県などで多数の住家浸水、道路損壊、電力障害（停電）が発生した。

② 被害状況（平成18年消防白書より）

人的被害：死者4名、負傷者3名

住家被害：全壊3棟、半壊1棟、一部損壊25棟

床上浸水215棟、床下浸水2,931棟 など

(3) 平成17年7月8日～7月10日

① 概要

7月8日から10日にかけて、活動が活発な梅雨前線が九州地方南部から本州上へ北上した。

8日には鹿児島県、熊本県、宮崎県を中心に、1時間に50mmを越える非常に激しい雨が降った。1時間降水量は田代（鹿児島県錦江町）で73mm、都城（宮崎県都城市）で65mmを観測した。9日には静岡県を中心に1時間に50mmを超える非常に激しい雨が降り、1時間降水量は清水（静岡県静岡市）で79mm、三ヶ日（静岡県浜松市）で76mmを観測した。10日には熊本県や大分県を中心に1時間に30mmを超える激しい雨となった。1時間降雨量は南小国（熊本県南小国町）で98mm、鹿北（熊本県山鹿市）で92mmを観測した。

この集中豪雨により九州地方と東海地方を中心に、多数の浸水害が発生した。

② 被害状況（平成18年消防白書より）

人的被害：死者6名、負傷者4名

住家被害：全壊5棟、半壊2棟、一部損壊2棟

床上浸水61棟、床下浸水515棟 など

4 平成18年豪雪について

(1) 概 要

平成17年12月から平成18年1月上旬にかけて、日本各地で低温になるとともに、日本海側を中心に大雪となり、また、1月中旬以降も日本海側の山沿いを中心に大雪となる日がたびたびあった。気象庁が積雪を観測している339地点のうち23地点で積雪の最大記録を更新し、また、12月としての最大記録を106地点で、1月としての最大記録を54地点で、2月としての最大記録を18地点で、3月としての最大記録を4地点で、4月としての最大記録を17地点で更新した。

気象庁が「平成18年豪雪」と命名したこの大雪の影響により、屋根の雪下ろしなどの除雪作業中の事故や家屋の倒壊等が多発し、昭和56年に並ぶ戦後2番目の記録となる152名の死者となった。

平成18年豪雪による152名の死者のうち、65歳以上の高齢者が99名と約3分の2を、また、屋根の雪下ろしなどの除雪作業中の死者が113名と約4分の3を占めている。さらに、除雪作業中の死者113名のうち65歳以上の高齢者は76名となっている。

(2) 被害状況（平成18年消防白書より）

人的被害：死者152名、負傷者2,145名

住家被害：全壊18棟、半壊28棟、一部損壊4,667棟 など

(3) 石川県内における被害状況

① 人的被害の状況

ア 死者 6名

- ・雪の重みで家屋が倒壊し生き埋め（白山市2名）
- ・屋根の雪降ろし作業中の事故（白山市1名、津幡町1名、能登町1名）
- ・除雪作業中の事故（能登町1名）

イ 重傷 11名

白山市（9名）、輪島市（1名）、羽咋市（1名）

ウ 軽傷 13名

金沢市（2名）、小松市（1名）、輪島市（1名）、白山市（7名）、穴水町（2名）

② 住家被害の状況

エ 全 壊 1棟

白山市左礫地内（1/5 雪の重みで家屋倒壊）

オ 半 壊 なし

カ 一部損壊 3棟

内灘町（1棟）、津幡町（2棟）

キ 床上浸水 1棟
金沢市（1棟）

ク 床下浸水 6棟
金沢市（6棟）

③ 非住家被害の状況 28棟

金沢市（6棟）、七尾市（4棟）、輪島市（3棟）、加賀市（3棟）、白山市（2棟）、
能美市（1棟）、津幡町（1棟）、内灘町（1棟）、宝達志水町（2棟）、中能登町（4棟）、
穴水町（1棟）

④ 雪害対策本部の設置状況

津幡町（12/19 9:30設置 12/26 10:00解除）

白山市（1/6 11:00設置 2/28 16:00解除）

第7 その他

消 防 機 関 一 覧 表

市町名	本部、署、所名	住 所	電 話 番 号		
金 沢 市	消 防 局	〒921-8042	TEL	076-280-0119	
		金沢市泉本町7丁目9番2号	FAX	280-0020	
	中 央 消 防 署	"		TEL	280-5016
		"		FAX	280-5043
	広 坂 出 張 所	〒920-0025	TEL	280-5103	
		金沢市広坂2丁目1番5号	FAX	280-5108	
	高 尾 台 出 張 所	〒921-8155	TEL	280-5214	
		金沢市高尾台4丁目63番地	FAX	280-5216	
	泉 野 出 張 所	〒921-8116	TEL	280-5305	
		金沢市泉野町2丁目1番7号	FAX	280-5306	
	小 立 野 出 張 所	〒920-0942	TEL	280-5407	
		金沢市小立野2丁目41番40号	FAX	280-5408	
	駅 西 消 防 署	〒920-0025	TEL	280-6007	
		金沢市駅西本町1丁目11番29号	FAX	280-6095	
	玉 川 出 張 所	〒920-0863	TEL	280-6102	
		金沢市玉川町9番11号	FAX	280-6104	
	鳴 和 出 張 所	〒920-0806	TEL	280-6204	
		金沢市神宮寺2丁目11番12号	FAX	280-6205	
	森 本 出 張 所	〒920-3116	TEL	280-6305	
金沢市南森本町又33番地		FAX	280-6309		
金 石 消 防 署	〒920-0335	TEL	280-7012		
	金沢市金石東1丁目3番3号	FAX	280-7039		
三 和 出 張 所	〒921-8066	TEL	280-7105		
	金沢市矢木3丁目105番地1	FAX	280-7106		
臨 港 消 防 署	〒920-0231	TEL	280-9021		
	金沢市大野町4丁目ソ部16番地	FAX	280-9024		
小 松 市	消 防 本 部	〒923-0801	TEL	0761-20-1119	
		小松市園町ホ110番地1	FAX	23-0119	
	中 消 防 署	"		TEL	20-1119
		"		FAX	23-0119
	西 出 張 所	〒923-0004	TEL	21-9249	
		小松市長崎町4丁目3	FAX	21-9249	
	南 消 防 署	〒923-0305	TEL	44-2591	
		小松市藁輪町ハ84番地2	FAX	44-5586	
	栗 津 温 泉 出 張 所	〒923-0316	TEL	65-1393	
		小松市井口町と36番地	FAX	65-1393	
加 賀 市	消 防 本 部	〒922-0422	TEL	0761-72-0119	
		加賀市弓波町257番地	FAX	73-0382	
	消 防 署	"		TEL	72-0119
		"		FAX	73-0382
	大 聖 寺 分 署	〒922-0811	TEL	73-0119	
		加賀市大聖寺南町ニ41番地	FAX	73-1340	
	片 山 津 分 署	〒922-0404	TEL	74-0119	
		加賀市源平町51番地	FAX	74-1135	
	山 代 分 署	〒922-0243	TEL	77-0119	
		加賀市山代温泉北部1丁目94番地	FAX	76-2932	
山 中 分 署	〒922-0112	TEL	78-0225		
	加賀市山中温泉西桂木町又17番地の2	FAX	78-2012		

市町名	本部、署、所名	住 所	電 話 番 号	
かほく市	消 防 本 部	〒929-1126 かほく市内日角3丁目1番地	TEL	076-283-3585
			FAX	283-4549
	消 防 署	"	TEL	283-3585
			FAX	283-4549
			高 松 分 署	〒929-1215 かほく市高松オ21の1番地
	FAX	282-5669		
津 幡 町	消 防 本 部	〒929-0325 河北郡津幡町字加賀爪ハ109番地1	TEL	076-288-3000
			FAX	288-5598
	消 防 署	"	TEL	288-3000
			FAX	288-5598
内 灘 町	消 防 本 部	〒920-0271 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目610番地	TEL	286-3301
			FAX	286-4447
	消 防 署	"	TEL	286-3301
			FAX	286-4447
能 美 広 域 圏 事 務 組 合	消 防 本 部	〒923-1121 能美市寺井町た35番地	TEL	0761-58-6320
			FAX	58-6299
	寺 井 消 防 署	"	TEL	58-6320
			FAX	58-6299
	根 上 分 署	〒929-0124 能美市浜町カ175番地	TEL	55-0077
			FAX	55-0077
	辰 口 分 署	〒923-1246 能美市倉重町戊41番地	TEL	51-6119
			FAX	52-6219
川 北 分 署	〒923-1267 能美市川北町字壺ツ屋174番地	TEL	076-277-0110	
		FAX	277-0110	
七尾鹿島広域圏 事 務 組 合	消 防 本 部	〒926-0851 七尾市つつじが浜3番83	TEL	0767-53-0119
			FAX	53-3796
	七 尾 消 防 署	"	TEL	53-0119
			FAX	53-3796
	和 倉 分 署	〒926-0177 七尾市光陽台30番地	TEL	62-0119
			FAX	62-0119
	中 島 分 遣 所	〒929-2222 七尾市中島町中島乙部156番地1	TEL	66-0119
			FAX	66-0119
	能 登 島 分 遣 所	〒926-0211 七尾市能登島町字向田馬付谷内38番地	TEL	84-0119
			FAX	84-0119
	灘 浦 分 遣 所	〒926-0365 七尾市庵町井部11番地3	TEL	59-1190
			FAX	59-1190
	田 鶴 浜 分 遣 所	〒929-2121 七尾市田鶴浜町リ部42番地	TEL	68-3119
			FAX	68-3119
徳 田 分 遣 所	〒926-0826 七尾市飯川町45部2番地	TEL	57-0119	
		FAX	57-0119	
中 能 登 消 防 署	〒929-1725 鹿島郡中能登町東馬場カ16番地1	TEL	76-0119	
		FAX	76-2067	
羽 咋 郡 市 広 域 圏 事 務 組 合	消 防 本 部	〒925-8511 羽咋市中央町ア185番地	TEL	0767-22-0089
			FAX	22-5319
	羽 咋 消 防 署	"	TEL	22-0089
			FAX	22-5319
	富 来 分 署	〒925-0453 羽咋郡志賀町里本江乙の189番地	TEL	42-1211
			FAX	42-2307
	志 賀 消 防 署	〒925-0141 羽咋郡志賀町字高浜町ケの1番地の1	TEL	32-1776
			FAX	32-3509
	宝 達 志 水 消 防 署	〒929-1415 羽咋郡宝達志水町敷浪1区52番地	TEL	29-3707
FAX			29-4774	

市町名	本部、署、所名	住 所	電 話 番 号		
白山石川広域 事務組合	消 防 本 部	〒924-0804	TEL	076-276-1119	
		白山市徳丸町37番地	FAX	276-5237	
	松 任 消 防 署	"		TEL	276-1119
				FAX	276-5237
	千 代 野 分 署	〒924-0024 白山市北安田町861番地 1		TEL	275-2119
				FAX	275-6352
	美 川 消 防 署	〒929-0204 白山市平加町又130番地 1		TEL	278-5337
				FAX	278-6302
	鶴 来 消 防 署	〒929-2104 白山市月橋町649番地 3		TEL	0761-93-2418
				FAX	93-2519
白 山 消 防 署	〒920-2321 白山市吉野壬89番地		TEL	0761-95-5759	
			FAX	95-5941	
白 峰 分 署	〒920-2501 白山市白峰ハ103番地 3		TEL	98-2119	
			FAX	98-2110	
野々市消防署	〒921-8815 石川郡野々市町本町 5 丁目83番地		TEL	076-248-5516	
			FAX	246-4468	
奥能登広域圏 事務組合	消 防 本 部	〒928-0021	TEL	0768-22-0327	
		輪島市二ツ屋町 4 字 8 の 1	FAX	22-9266	
	輪 島 消 防 署	"		TEL	22-0327
				FAX	22-9266
	穴 水 分 署	〒927-0027 鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地		TEL	52-2011
				FAX	52-2010
	門 前 分 署	〒927-2151 輪島市門前町字走出11の28番地		TEL	42-0649
				FAX	42-1694
	町 野 分 遣 所	〒928-0201 輪島市町野町広江 1 部111番地 1		TEL	32-0119
				FAX	32-0119
	珠 洲 消 防 署	〒927-1214 珠洲市飯田町13部120番地 1		TEL	82-0247
				FAX	82-0587
	大 谷 分 遣 所	〒927-1321 珠洲市大谷町 2 の57番地の11		TEL	87-2229
				FAX	87-2229
能 登 消 防 署	〒927-0433 鳳珠郡能登町字出津ハ字128番地		TEL	62-0492	
			FAX	62-0989	
柳 田 分 署	〒928-0331 鳳珠郡能登町字柳田梅部104番地		TEL	76-0085	
			FAX	76-0084	
内 浦 分 署	〒927-0612 鳳珠郡能登町字秋吉30の54番地		TEL	72-0282	
			FAX	72-1194	

防災関係機関電話番号一覧表

○県内の国関係機関

機 関 名	担 当 部 課	電話番号	ファクシミリ番号
中部管区警察局石川県通信部	機動通信課	076-225-0110 (内) 6666	076-225-0208
北陸財務局	総 務 課	076-291-6257	076-291-6226
国立病院機構金沢医療センター	庶 務 課	076-262-4161	076-222-2758
北陸農政局	農 産 課	076-263-2161 (内) 3320	076-232-5824
近畿中国森林管理局石川森林管理署	総 務 課	076-261-7191	076-222-6215
中部運輸局石川運輸支局	監 理 係 輸 送 課	0767-53-1120 076-291-0534	0767-54-8120 076-292-0129
北陸地方整備局金沢港湾・空港工事事務所	工 務 課	076-267-2243	076-267-9019
北陸地方整備局金沢河川国道事務所	河川管理課 道路管理 1 課	076-241-2115	076-241-9887
大阪航空局小松空港事務所	管 理 課	0761-24-0828	0761-22-4632
第九管区海上保安本部金沢海上保安部	警備救難課	076-268-0329	076-268-0356
金沢地方气象台	防災業務課 技 術 課	076-260-1462 076-260-1463	076-260-1464
北陸郵政局	企 画 課	076-220-3035	076-224-0960
北陸総合通信局	総 務 課	076-233-4411	076-233-4419
石川労働局	総 務 課	076-265-4420	076-221-6020

○国関係機関

機 関 名	担 当 部 課	電話番号	ファクシミリ番号
総務省消防庁	防 災 課	03-5253-7525	03-5253-7535
	防災情報室	03-5253-7526	03-5253-7536
	救急企画室	03-5253-7529	03-5253-7539
	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537
	特殊災害室	03-5253-7528	03-5253-7538
	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553
内閣府政策統括官（防災担当）	災害応急対策担当 参事官	03-3501-5408 03-3595-2614	03-3503-5690 03-3595-2303
厚生労働省社会援護局保護課	災害救助対策室	03-3503-3780	03-3592-5934
中部経済産業局	総 務 課	052-951-2683	052-962-6804
中部近畿産業保安監督部	保 安 課	052-951-0291	052-951-9802

○自衛隊

機 関 名	担 当 部 課	電話番号	ファクシミリ番号
陸上自衛隊第14普通科連隊	第 3 科	076-241-2171 (内) 235	076-241-2171 (内) 269
航空自衛隊第 6 航空団	防 衛 班	0761-22-2101 (内) 231	0761-22-2101 (内) 651
海上自衛隊舞鶴地方総監部	第 3 幕僚室	0773-62-2250 (内) 224	0773-64-3609

○公共機関

機 関 名	担 当 部 課	電話番号	ファクシミリ番号
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	総務企画課	076-253-5204	076-253-5207
日本貨物鉄道(株)金沢支店	企 画	076-251-7163	076-251-7426
西日本電信電話(株)金沢支店	サービス運営担当	076-220-4100	076-223-8674
日本通運(株)金沢支店	総 務 課	076-261-1173	076-234-0031
北陸電力(株)石川支店	支店長室業務担当 (総務労務)	076-233-8877	076-231-0630
日本道路公団北陸支社金沢管理所	工 務 課	076-249-8111	076-249-8119
北陸鉄道(株)	総 務 部	076-237-8263	076-237-8123
のと鉄道(株)	穴水駅輸送指令室	0768-52-3743	0768-52-0083

○医療関係機関

機 関 名	担 当 部 課	電話番号	ファクシミリ番号
日本赤十字社石川県支部	事業推進課	076-239-3880	076-239-3881
石川県医師会	事 務 局	076-239-3800	076-239-3810

○報道関係機関

機 関 名	電話番号	ファクシミリ番号
日本放送協会金沢放送局放送部	076-264-7033	076-221-3888
北陸放送(株)報道部	076-262-8111	076-232-0043
石川テレビ放送(株)報道部	076-268-3153	076-268-2228
(株)テレビ金沢報道制作部	076-240-9031	076-240-9096
北陸朝日放送(株)報道制作部	076-269-8841	076-269-8845
(株)エフエム石川放送部	076-262-8050	076-263-7913
(株)北国新聞社社会部	076-260-3534	076-260-3420
(株)中日新聞北陸本社管理部	076-233-4600	076-233-4655
共同通信社金沢支局	076-231-4450	076-224-1713
時事通信社金沢支局	076-221-3171	076-221-3172
朝日新聞金沢支社	076-261-7575	076-261-7579
毎日新聞社北陸総局	076-263-8811	076-231-7124
読売新聞社金沢総局	076-261-9131	076-231-5254
産経新聞社金沢支局	076-263-1291	076-224-3043
日本経済新聞社金沢支局	076-232-3311	076-260-3610
日刊工業新聞社金沢支局	076-263-3311	076-263-3312

○県事務所

機 関 名	電話番号	ファクシミリ番号
中能登総合事務所	0767-52-6111	0767-53-4244
奥能登総合事務所	0768-26-2303	0768-26-2305
小松県税事務所	0761-23-1711	0761-23-0963
東京事務所	03-5212-9016	03-5212-9018
大阪事務所	06-6363-3077	06-6363-3130
名古屋事務所	052-261-6067	052-261-6067

○中部9県1市ほか広域応援協定締結者

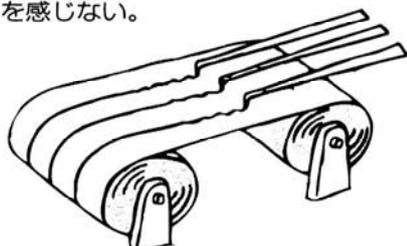
機 関 名	電 話 番 号	ファクシミリ番号
富山県消防防災課	076-431-4111	076-432-0657
福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	0776-22-7617
長野県危機管理消防防災課	026-235-7184 026-232-0111(勤務時間外)	026-233-4332
岐阜県危機管理室	058-272-1111 058-277-5380(勤務時間外)	058-271-4119
静岡県防災政策室	054-221-3592	054-221-3252
愛知県防災局防災課	052-961-2111	052-954-6912 052-961-3622(勤務時間外)
三重県防災チーム	059-224-2189	059-224-2199
滋賀県総合防災課	077-528-3432	077-528-4994
名古屋市消防局防災部防災室	052-972-3522 052-972-3534(勤務時間外)	052-962-4030 052-953-0119(勤務時間外)
新潟県危機管理防災課	025-280-5144	025-285-4752
社団法人石川県トラック協会	076-239-2286	076-239-2287
日本レスキュー協会	06-6305-4900	06-6305-4203
災害救助犬協会富山	076-434-4800	076-434-6600
社団法人石川県警備業協会	076-292-1149	076-292-1149
社団法人石川県建設業協会	076-242-1161	076-241-9258
社団法人プレハブ建築協会	03-3431-1481	03-3431-4584
石川県薬業卸協同組合	076-266-4141	076-266-4113
石川県医療品卸商組合	076-231-5747	076-262-5056
石川県医療機器組合	076-222-6531	076-222-2922

[参 考]

記念日及び予防運動等一覧表

月 日	記念日及び週間	備 考
1月17日	防災とボランティアの日	平成7年の阪神・淡路大震災の発生した日
1月15日～21日	防災とボランティア週間	
1月26日	文化財防火デー	昭和24年の法隆寺金堂壁画の火災発生した日
3月1日～7日	春季全国火災予防運動	石川県では3月20日～26日に実施
3月1日～7日	車両火災予防運動	石川県では3月20日～26日に実施
3月1日～7日	全国山火事予防運動	石川県では3月20日～26日に実施
3月1日～7日	建築防災週間（下期）	
3月7日	消防記念日	昭和23年の消防組織法を施行した日
5月1日～31日	水防月間	
6月1日～30日	土砂災害防止月間	
6月1日～7日	がけ崩れ防災週間	
6月の第2週	危険物安全週間	
6月中旬	火薬類危害予防週間	
7月1日	国民安全の日	
8月30日～9月5日	防災週間	
8月30日～9月5日	建築防災週間（上期）	
9月1日	防災の日	大正12年の関東大震災の発生した日
9月9日を含む1週間	救急医療週間	
9月9日	救急の日	
10月1日～31日	LPガス消費者保安月間	
10月23日～29日	高圧ガス保安促進週間	
11月9日	119番の日	消防と住民を結びつけるダイヤルナンバーにちなんで設定
11月9日～15日	秋季全国火災予防運動	
12月1日～7日	雪崩防災週間	
年末年始	年末年始火災予防運動	

●気象庁震度階級（平成8年10月～）

震度階級	説明	震度階級	説明
0	人は揺れを感じない。 	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。座りの悪い置物の多くが倒れ、窓ガラスが割れて落ちることがある。 
1	部屋にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。 	5強	非常に恐怖を感じる。テレビが台から落ちることがある。補強されていないブロック塀の多くが崩れる。多くの墓石が倒れる。 
2	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 	6弱	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損落下する。耐震性の低い木造建物では倒壊するものもある。地割れや山崩れなどが発生することがある。 
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。棚にある食器類が、音を立てることがある。 	6強	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。耐震性の低い鉄筋コンクリート建造物では倒壊するものがある。地割れや山崩れなどが発生することがある。 
4	かなりの恐怖感があり、つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたて、座りの悪い置物が、倒れることがある。 	7	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。 

※「震度」は震度計により観測された数値（計測震度）により決定されるものです。表中の説明文は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示す「震度階級関連解説表」から、主なものを記述したものです。

消防防災年報（平成17年版）

平成19年3月

発行 石川県環境安全部消防防災課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1
TEL 076-225-1481(直通)